

資料編（地震対策）

焼津市地域防災計画資料編(地震対策)

番 号	項 目	頁
資料地震 1-3-1(1)	静岡県第4次地震被害想定	1
資料地震 1-3-1(1)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 強震断層モデル	3
資料地震 1-3-1(1)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震の津波断層モデル	4
資料地震 1-3-1(1)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震の津波断層モデル	5
資料地震 1-3-1(2)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 地震動予測計算結果	6
資料地震 1-3-1(3)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による液状化の可能性	7
資料地震 1-3-1(5)	山・がけ崩れの危険度	8
資料地震 1-3-2(2)	250m メッシュ別の全壊・焼失棟数(冬・夕)	9
資料地震 2-4-8	焼津市生け垣づくり補助金交付要綱	10
資料地震 2-4-9(1)①	要避難地区	13
資料地震 2-4-9(1)②	避難対象地区	13
資料地震 2-4-12(1)	非常用食料等備蓄数一覧表	14
資料地震 2-4-12(3)	焼津市医療救護計画	18
資料地震別紙-1-1①	焼津市地震災害警戒本部条例	35
資料地震別紙-1-1②	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の職員動員手続き	37
資料地震別紙-4-1	自主防災組織本部設営予定場所一覧表	40
資料地震別紙-5-1	緊急輸送路一覧表	42
資料地震別紙-10-1(2)ア	緊急物資調達先一覧表	53

静岡県第4次地震被害想定

1. 地震被害想定実施の経緯

昭和51年(1976年)の東海地震説が発表されてから45年以上が経過し、この間、焼津市では東海地震対策を市政の最重要課題の一つとして取り組んでいる。

一方、静岡県では、より実態に合った効果的な地震対策を実施するため、社会環境の変化に応じて災害要因の分析や定量的な被害予測を実施してきた。過去には、昭和53年(1978年)、平成5年(1993年)、そして平成13年(2001年)の3度の被害想定を行い、各分野での地震対策を効果的に進めるための基礎資料として活用してきた。

こうした中、平成23年3月11日に発生した、我が国地震観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」は、それまでの想定を大幅に上回る巨大な津波などにより、東日本の太平洋岸の広範な地域に甚大な被害をもたらし、岩手・宮城・福島の東北3県の沿岸部を中心に約2万人の尊い命を奪う大災害「東日本大震災」となった。この大震災は、津波対策のあり方はもとより、既往最大クラスの地震を想定対象としてきた地震被害想定のあり方に対しても、新たな課題を提起するものとなった。

こうした状況をふまえ、平成23年12月に内閣府から南海トラフ巨大地震のモデルが提示されたことを受け、県では、平成24年2月「静岡県第4次地震被害想定策定会議」を設置し、東日本大震災をはじめとする第3次地震被害想定(静岡県(2001))以降に発生した地震・津波災害が残した教訓や蓄積された科学的知見などを反映した第4次地震被害想定を実施した。

2. 想定の前提条件

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の発生により、現時点において、焼津市内で想定される地震被害の状況を、最新の災害知見や予測技術を用いて試算した。

前提条件は下記のとおりです。

想定の季節・時間帯：①冬の深夜、②夏の昼、③冬の夕

対象人口：143,249人(平成22年国勢調査による常住人口)

対象建物：51,245棟(平成24年1月1日現在)

想定の対象とした二つのレベルの地震・津波

区分	内 容
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	内閣府(2012年)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

本想定の対象とした地震・津波

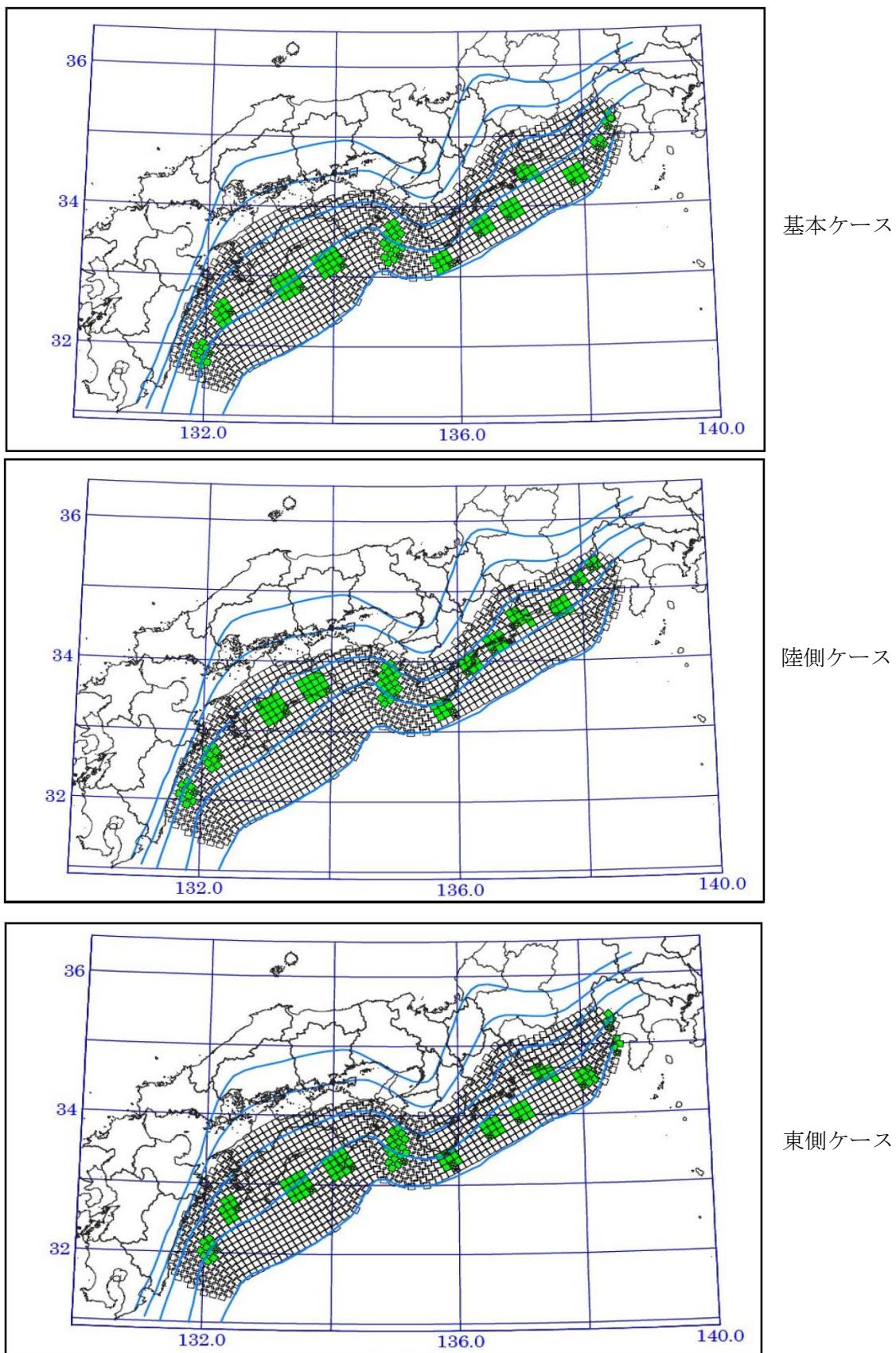
区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震モデル
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震

予知ケースの取り扱い

区分	内 容
予知なし	地震が予知されず、突然発生するケース
予知あり	地震の発生が予知され、事前の避難行動等をとれる可能性があるケース

第4次地震被害想定

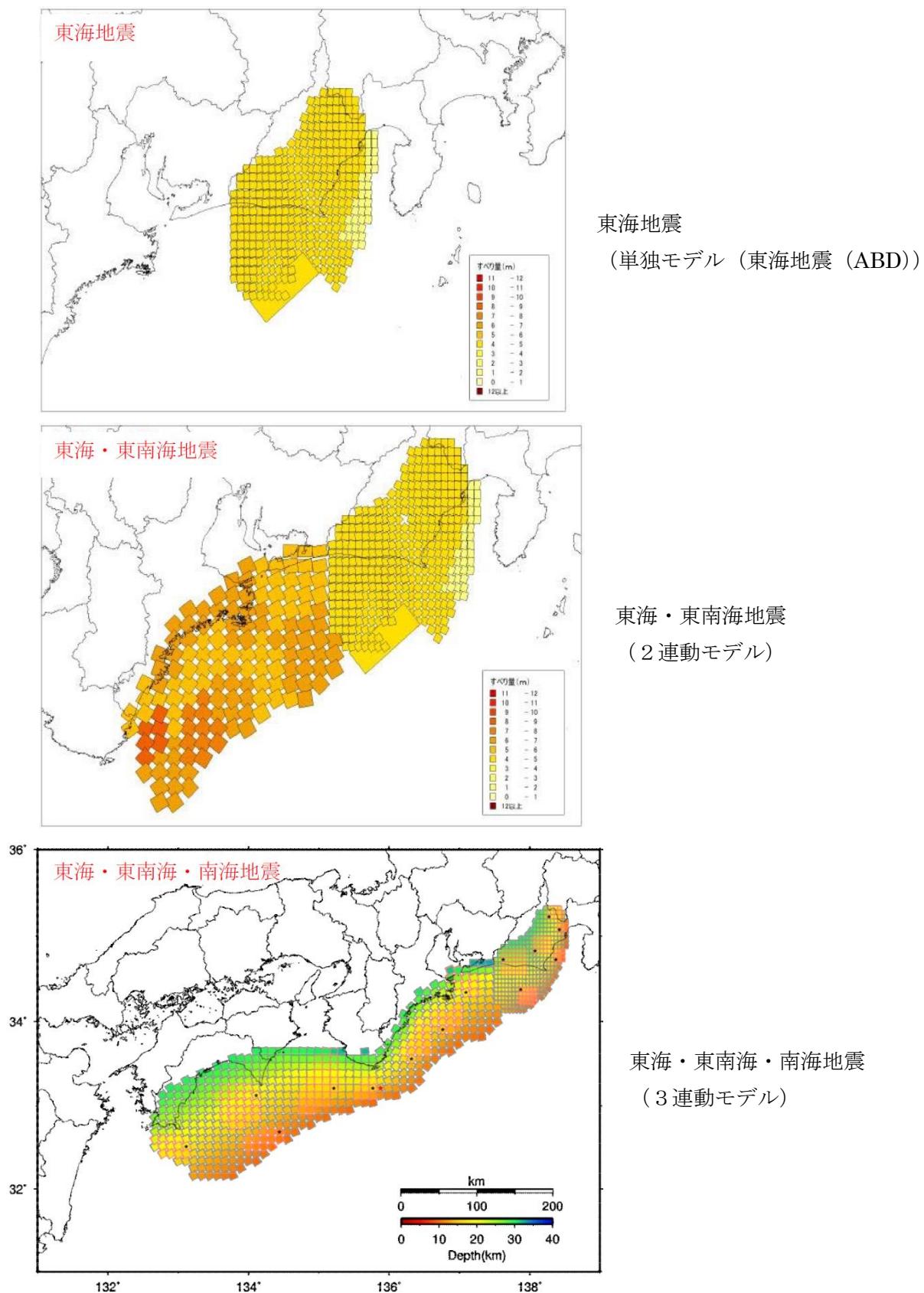
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 強震断層モデル



内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の強震断層モデル。濃い網掛け部分が強震動生成域。

第4次地震被害想定

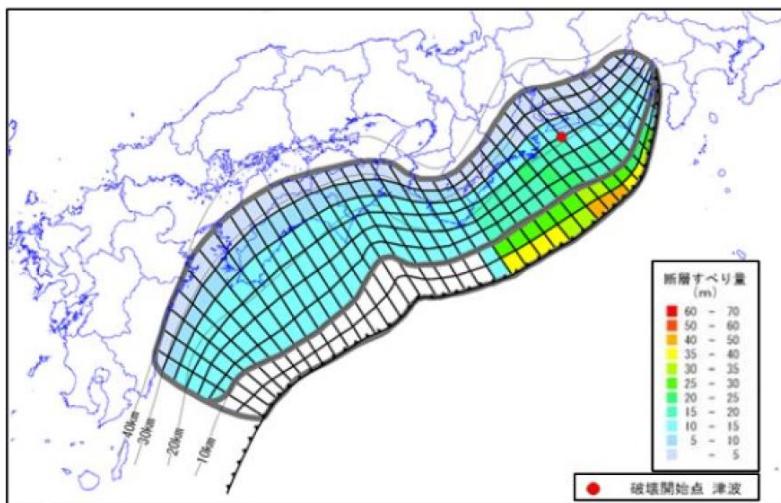
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震の津波断層モデル



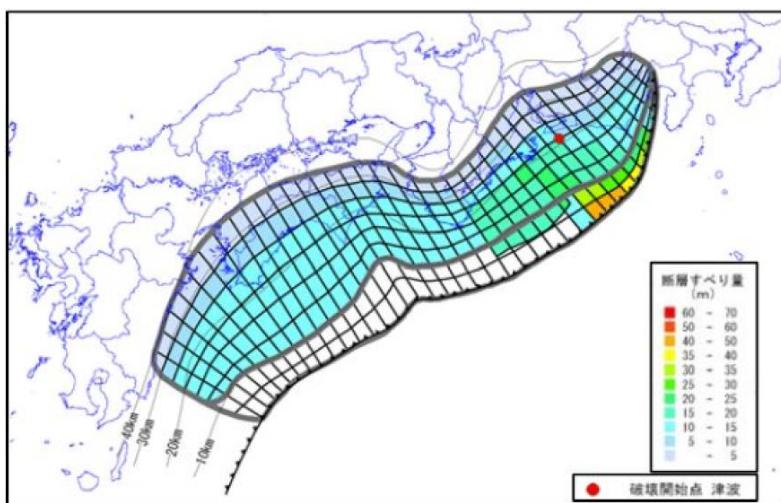
中央防災会議(2003)による津波断層モデル (東海・東南海・南海地震)

第4次地震被害想定

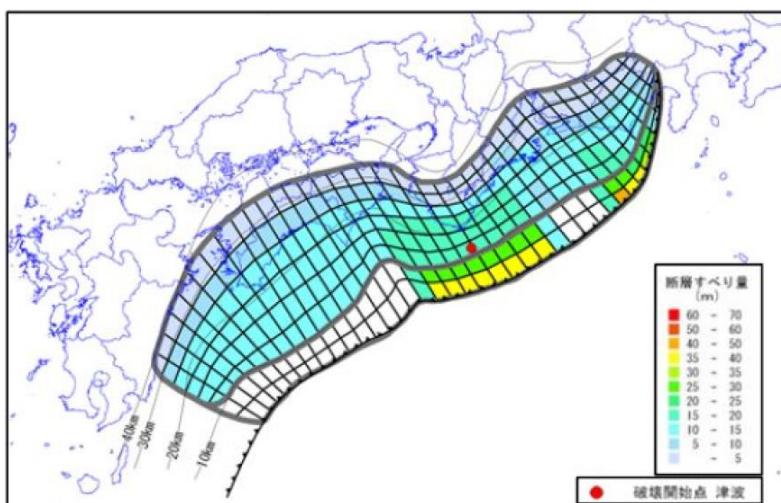
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震の津波断層モデル



【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】



【ケース⑥「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+(超大すべり域、分離断層)」を設定】



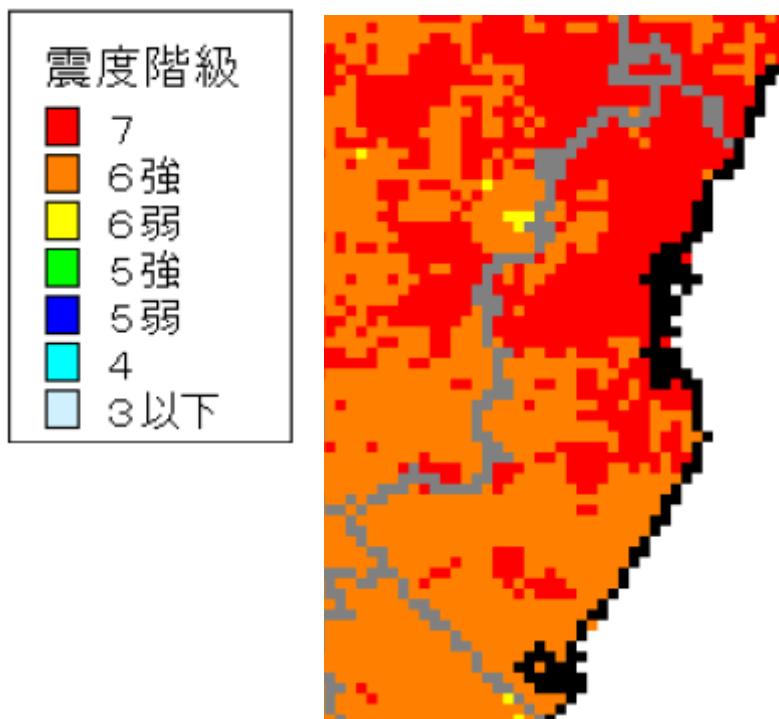
【ケース⑧「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定】

内閣府(2012)による南海トラフ巨大地震の津波断層モデル

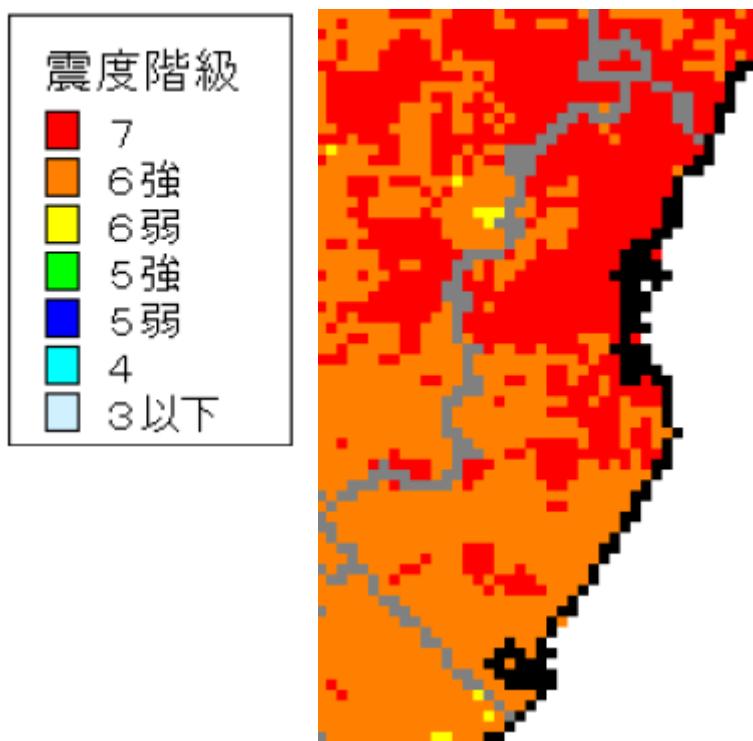
第4次地震被害想定

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 地震動予測計算結果

レベル1 震度分布図（東海・東南海・南海地震）



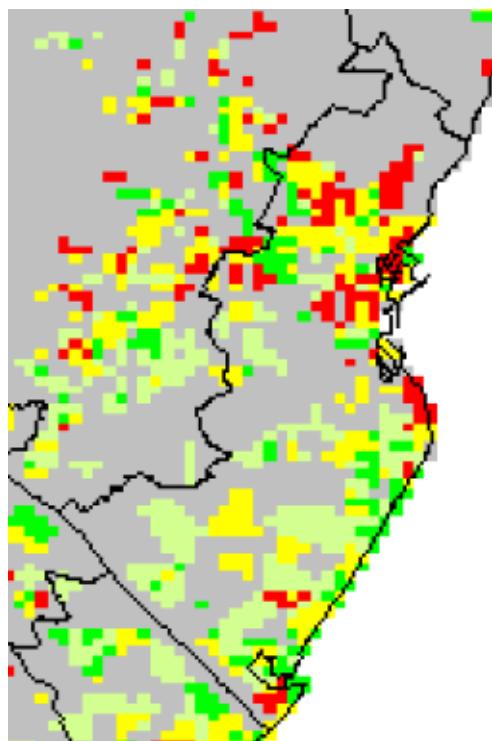
レベル2 震度分布図（南海トラフ巨大地震 基本ケース）



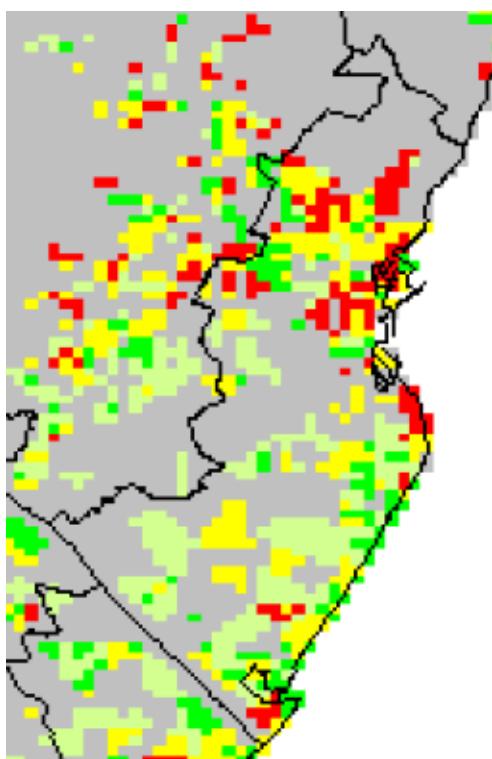
第4次地震被害想定

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による液状化の可能性

液状化可能性分布（東海・東南海・南海地震）



液状化可能性分布（南海トラフ巨大地震 基本ケース）



第4次地震被害想定

山・がけ崩れの危険度

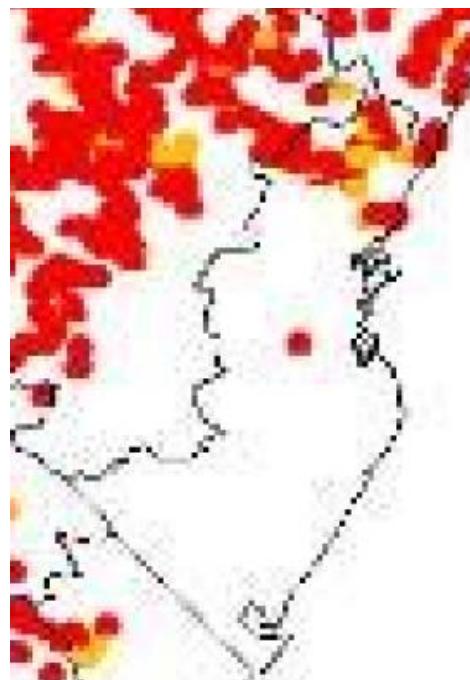
レベル1の地震（東海・東南海・南海地震）で想定される危険度ランク別箇所数
(急傾斜地崩壊危険個所、地すべり危険個所、山腹崩壊危険地区の重ね合わせ)



ランクA：崩壊の可能性が高い

ランクB：崩壊の可能性がある

ランクC：崩壊の可能性が低い



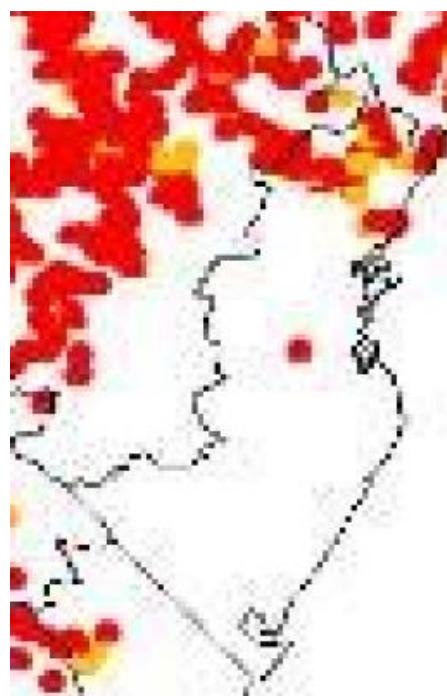
レベル2の地震（南海トラフ巨大地震基本ケース）で想定される危険度ランク別箇所数
(急傾斜地崩壊危険個所、地すべり危険個所、山腹崩壊危険地区の重ね合わせ)



ランクA：崩壊の可能性が高い

ランクB：崩壊の可能性がある

ランクC：崩壊の可能性が低い



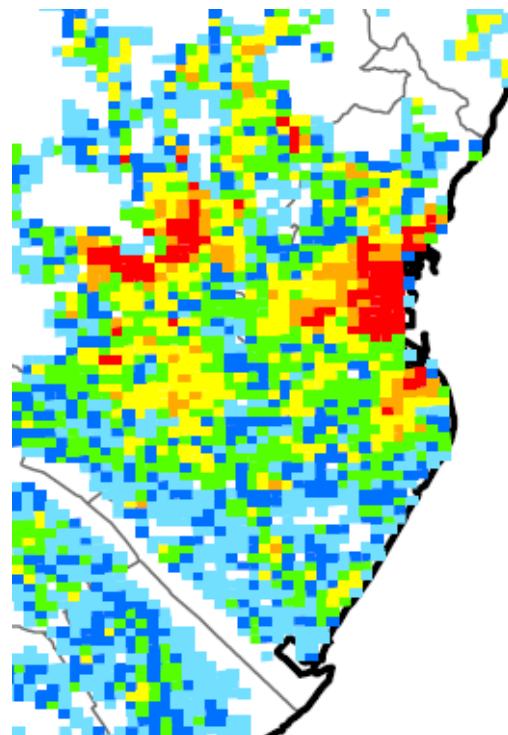
第 4 次地震被害想定

250mメッシュ別の全壊・焼失棟数 (冬・夕)

全壊・焼失棟数 (東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

全壊・焼失棟数 (250mメッシュ単位)

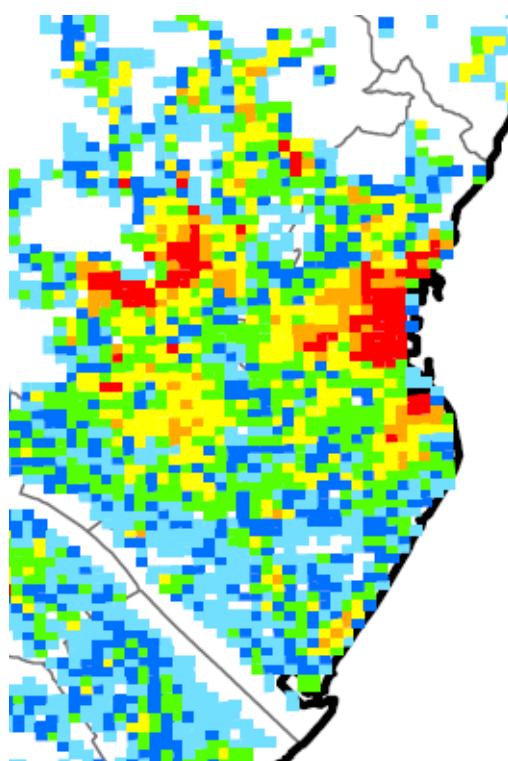
- 60棟以上
- 40棟以上60棟未満
- 20棟以上40棟未満
- 10棟以上20棟未満
- 5棟以上10棟未満
- 1棟以上5棟未満



全壊・焼失棟数 (南海トラフ巨大地震 (地震動: 基本ケース、津波: ケース①))

全壊・焼失棟数 (250mメッシュ単位)

- 60棟以上
- 40棟以上60棟未満
- 20棟以上40棟未満
- 10棟以上20棟未満
- 5棟以上10棟未満
- 1棟以上5棟未満



焼津市生け垣づくり補助金交付要綱

昭和 55 年 4 月 1 日

告示第 20 号

改正 平成元年 12 月 8 日告示第 257 号

平成 14 年 2 月 25 日告示第 25 号

平成 20 年 10 月 22 日告示第 250 号

平成 23 年 7 月 11 日告示第 252 号

平成 31 年 3 月 28 日告示第 79 号

(趣 旨)

第 1 条 市長は、緑のまちづくりを推進するとともに地震等災害の防止に寄与するため、生け垣づくりをする者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則(昭和 60 年焼津市規則第 1 号)に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象は、生け垣づくりに要する経費とし、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、樹種、樹型、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が市内に居住し、又は市内に住宅用地を有する個人であること。
- (2) 設置する生け垣が、住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに設けるもの(イブキ類、ビャクシン類等その他梨の赤星病の原因となる樹木(以下「イブキ類等」という。)を植え替える場合を含む。)であること。
- (3) 生け垣の延長が 2 メートル以上であること。
- (4) 樹木の数が延長 1 メートル当たり 2 本以上であること。
- (5) 外部から眺望できる樹木の高さの部分が 0.8 メートル以上であること。
- (6) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 2 項の規定により、道路の境界線とみなされる線より宅地側に造る生け垣であること。

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、補助対象としない。

- (1) イブキ類等を植える場合
- (2) 生け垣づくりに要する経費について、公共事業に伴う補償を受けている場合

(補 助 額)

第 3 条 補助額は、生け垣づくりに要する経費のうち樹木購入費及び生け垣設置工事費(以下「樹木購入費等」という。)の合計額又は設置する生け垣の延長 1 メートル当たり 9,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額の 2 分の 1 以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のいずれにも該当する場合にあっては 10 万円)を限度とする。

- (1) 道路沿いの既存ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)を撤去し、生け垣に造り替える場合 10 万円
- (2) 前号に掲げるもののほか、既存ブロック塀等を撤去し、生け垣に造り替える場合、

新たに生け垣を設置する場合又はイブキ類等を植え替える場合 5万円

- 2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、1戸につき1回とする。

(補助金の申請)

第4条 申請者は、焼津市生け垣づくり補助金交付申請書（第1号様式）に樹木購入費等に係る見積書の写し及び現況写真を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理し、内容を審査した結果、適當と認めたときは、申請者に対し生け垣づくりに着手する旨通知するものとする。

(完了届)

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、生け垣づくりが完了したときは、生け垣づくり完了届（第2号様式）に樹木購入費等に係る領収書の写し及び完成写真を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の完了届を受理したときは、生け垣づくりの完了を確認した後、焼津市生け垣づくり補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知し、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) その他不正行為があったとき。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

- 2 大井川町の編入の日前に大井川町生垣づくり補助金交付要綱（平成9年大井川町要綱5号。以下「編入前の大井川町要綱」という。）の規定により補助金交付の申請をした者に係る補助金については、編入前の大井川町要綱の規定の例による。

附 則（平成元年12月8日告示第257号）

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月25日告示第25号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年10月22日告示第250号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の焼津市生け垣づくり補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 7 月 11 日告示第 252 号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市生け垣づくり補助金交付要綱の規定は、平成 23 年 7 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日告示第 79 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

要避難地区

計画対象区域のうち、地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布等からみて、災害の発生が予想され、かつその災害が広範囲にわたり人命に対する危険があり、住民の避難を要する地域を、「要避難地区」とする。

具体的には、津波、山・崖崩れ、及び延焼火災の発生の危険が予想される地域が、要避難地区となる。

避難対象地区

要避難地区のうち、災害の発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため市が避難の指示を行う地域を、「避難対象地区」とする。具体的には以下の津波、及び山・崖崩れの発生の危険が予想される地域が避難対象地区となる。

避難対象地区の町丁目名一覧表

災害要因	該当町名
津波危険予想地域 (静岡県第4次地震被害想定に基づく最大浸水想定区域)	鰯ヶ島、城之腰、北浜通、焼津、焼津1丁目～6丁目、本町1丁目～6丁目、新屋、栄町1丁目～6丁目、塩津、駅北1丁目～5丁目、大栄町1丁目、大栄町3丁目、中港1丁目～6丁目、大村1丁目、三ヶ名、八楠、八楠2丁目～3丁目、小川、小川新町1丁目～5丁目、東小川1丁目～5丁目、東小川7丁目、西小川1丁目～2丁目、南小川2丁目、石津、石津3丁目～4丁目、石津向町、石津中町、石津港町、石脇下、小浜、中里、岡当目、浜当目、浜当目1丁目～4丁目、惣右衛門、一色、田尻、田尻北、下小田、下小田中町、すみれ台2丁目、飯淵、利右衛門、吉永、高新田、藤守、下小杉
山・崖崩れ危険予想地域 (大規模崩壊危険斜面、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流等が指定されている町丁名)	策牛、関方、方ノ上、坂本、石脇上、石脇下、小浜、野秋、花沢、吉津、高崎、浜当目、浜当目1丁目～4丁目

延焼火災危険予想地域

要避難地区のうち、特に避難を要さないが、地震発生後の火災状況により避難を行う地域を、「延焼火災危険予想地域」という。

焼津市では市街地等の人口密集地区での延焼火災の発生の危険度が高いとされている。

非常用食料等備蓄数一覧表

令和7年4月現在

施設名	備蓄量								保管場所	備考		
	アルファ米		飲料水		毛布		非常排便袋					
	食	箱	本	箱	枚	箱	セット	箱				
消防防災センター 防災備蓄倉庫	19,000	380	10,272	428	120	12			消防防災センター1階	米: R5 年度分 (380) 水: R4 年度分 (428)		
大井川防災備蓄倉庫			18,144	756	1,140	114	151	151	※ 施設設置場所 焼津市宗高 989-1	水: R5 年度分 (506)、 R6 年度分 (250)		
清見田防災備蓄倉庫	45,000	900			190	19			※ 施設設置場所 清見田公園内	米: R4 年度分 (400)、 R3 年度分 (100)、 R6 年度分 (400)		
石津西防災備蓄倉庫	23,500	470	32,712	1,363	470	47			※ 施設設置場所 石津西公園内	米: R2 年度分 水: R3 (550)、R2 (513)、 R6 (300)		
焼津防災備蓄倉庫					90	9						
焼津市役所	1,800	36	648	27	500	50			8階倉庫	米・水 R2 年度分		
焼津東小学校					170	17	20	20	本館 4 階防災備蓄室			
焼津西小学校					300	30	20	20	体育館 2 階キャットウォーク			
焼津南小学校					420	42	20	20	北校舎 4 階教材室			
豊田小学校					310	31	20	20	校舎 2 階教材室			
小川小学校					360	36	20	20	校舎 3 階ピロティ			
東益津小学校					450	45	20	20	校舎 3 階資料室			
大富小学校					140	14	20	20	西校舎 4 階多目的室			
和田小学校					270	27	19	19	南校舎 3 階防災室			
港小学校					190	19	20	20	北校舎 3 階防災室			

施設名	備蓄量								保管場所	備考		
	アルファ米		飲料水		毛布		非常排便袋					
	食	箱	本	箱	枚	箱	セット	箱				
黒石小学校					200	20	20	20	校舎3階図工準備室			
大井川南小学校	3,000	60			910	91	10	10	体育館2階	米:R3年度分		
大井川東小学校	2,000	40			870	87	16	16	体育館倉庫	米:R3年度分		
大井川西小学校	3,500	70			240	24	16	16	屋外防災倉庫	米:R3年度分		
焼津中学校					620	62	20	20	校舎5階ピロティ-			
大村中学校					450	45	18	18	校舎4階多目的室			
豊田中学校					290	29	20	20	校舎4階教材室			
小川中学校					500	50	20	20	校舎4階生徒会室			
東益津中学校					300	30	20	20	校舎3階高潮ルーム			
大富中学校					200	20	20	20	北校舎3階防災備蓄室			
和田中学校					200	20	20	20	校舎3階防災室			
港中学校					240	24	20	20	校舎4階備品庫			
大井川中学校	2,500	50			1,500	150	25	25	校舎3階雑庫・教材室	米:R3年度分		
県立焼津中央高等学校					210	21	15	15	豊友館1-3階			
県立焼津水産高等学校					20	2	20	20	体育館2階ステージ横			
県立清流館高等学校	3,000	60			1,000	100			屋外防災倉庫	米:R3年度分		
静岡福祉大学					100	10	20	20	体育館2階倉庫			
焼津市大井川福祉センター	1,000	20			100	10	4	4	防災倉庫	米:R3年度分		
焼津市立総合病院					60	6	15	15	病院防災備蓄倉庫			

施設名	備蓄量								保管場所	備考		
	アルファ米		飲料水		毛布		非常排便袋					
	食	箱	本	箱	枚	箱	セット	箱				
総合福祉会館					200	20	5	5	2階倉庫2C			
二区コミュニティ防災センター							5	5	3階会議室			
三区コミュニティ防災センター							5	5	3階会議室			
四区コミュニティ防災センター									2階調理室			
第5コミュニティ防災センター							2	2	1階ホール倉庫			
浜当目コミュニティ防災センター							4	4	1階ホール倉庫			
新屋コミュニティ防災センター							5	5	3階防災会議室			
坂本コミュニティ防災センター									入口横倉庫			
石津コミュニティ防災センター							5	5	3階炊き出し訓練室			
小川新地コミュニティ防災センター									3階調理室			
大井川港コミュニティ防災センター	100	2							3階倉庫	米：R2年度分		
一区公会堂							5	5	3階調理室			
和田地域交流センター	300	6	72	3	150	15			3階倉庫8	米：R2年度分		
港地域交流センター	300	6	48	2	40	4			2階和室B	米：R2年度分		
豊田地域交流センター	300	6	120	5	60	6			2階和室A、研究室	米：R2年度分		
東益津地域交流センター	300	6	192	8	40	4			2階倉庫	米：R2年度分		
大村地域交流センター	300	6	48	2	50	5			2階倉庫	米：R2年度分		
小川地域交流センター	1,000	20	2,400	100	80	8	2	10	3階倉庫及び 4階救護所用倉庫	米：R2年度分 水：R4年度分		
大井川地域交流センター	200	4	48	2	50	5			2階倉庫	米：R2年度分		

施設名	備蓄量								保管場所	備考		
	アルファ米		飲料水		毛布		非常排便袋					
	食	箱	本	箱	枚	箱	セット	箱				
和田自治会館					290	29						
大島体育館	1,000	20			100	10	2	2	1階物置 体育館2階	米：R2年度分		
保福島体育館	200	4			20	2	2	2	玄関正面物置	米：R2年度分		
大井川体育館	1,000	20			200	20	6	6	防災倉庫			
小柳津公会堂	200	4			60	6			厨 房	米：R2年度分		
元小浜公会堂	500	10	240	10	100	10	3	3	階段下倉庫	米：R2年度分 水：R2年度分		
津波救命艇			1,056	44						水：R6年度分		
合計	110,000	2,200	66,000	2,750	14,800	1,480	700	708	60 施設			

焼津市医療救護計画

第1 焼津市医療救護計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めた「焼津市地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。

第2 焼津市医療救護計画策定の目的

この計画は、予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害から、地域住民の生命・健康を守るため、県の医療救護体制と連携し、市の医療救護体制を確立することを目的とする。

また、市災害対策本部が設置される大規模事故や風水害をはじめとする局所災害にも対応する。

第3 焼津市医療救護計画の基本的な考え方

1 関係者の役割

市、県、医療関係団体、医療救護施設、地域住民等が災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

(1) 地域住民の役割

地域住民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る。」を基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

(2) 市の役割

市は、直接地域住民の生命、健康を守るため、焼津市医療救護計画を策定し、大規模災害時等に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

(3) 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター等の協力の下、市で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。

(4) 関係団体との連携

市は、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

2 医療救護の対象者及び区分

(1) 医療救護の対象者

- ア 災害による負傷者
- イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者
- ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者等
- エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等の症状が認められる者

オ ウ、エについての具体的な対応は、「災害時における難病患者支援マニュアル（静岡県 H15 年 1 月）」、「災害時の心のケア対策の手引（静岡県 H18 年 3 月（R1 年 8 月改定）」等による。

（2）対象者の区分

医療救護の対象者の区分は、次のとおりとする。

重症患者	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
軽症患者	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

3 医療救護施設の区分

医療救護施設の区分は、次のとおりとする。

区分	指定	主な機能
災害拠点病院	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・重症患者の受入れ ・DMAT 派遣 ・その他支援チームの受入れ ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
災害拠点精神科病院	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災精神科病院の患者の受入れ ・医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ
救護病院	焼津市	<ul style="list-style-type: none"> ・中等症、重症患者の受入れ ・重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域医療搬送への対応 ・その他支援チームの受入れ
救護所	焼津市	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症患者の受入れ ・その他支援チームの受入れ

4 医療救護期間の区分

医療救護期間の区分は、次のとおりとする。なお、この区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

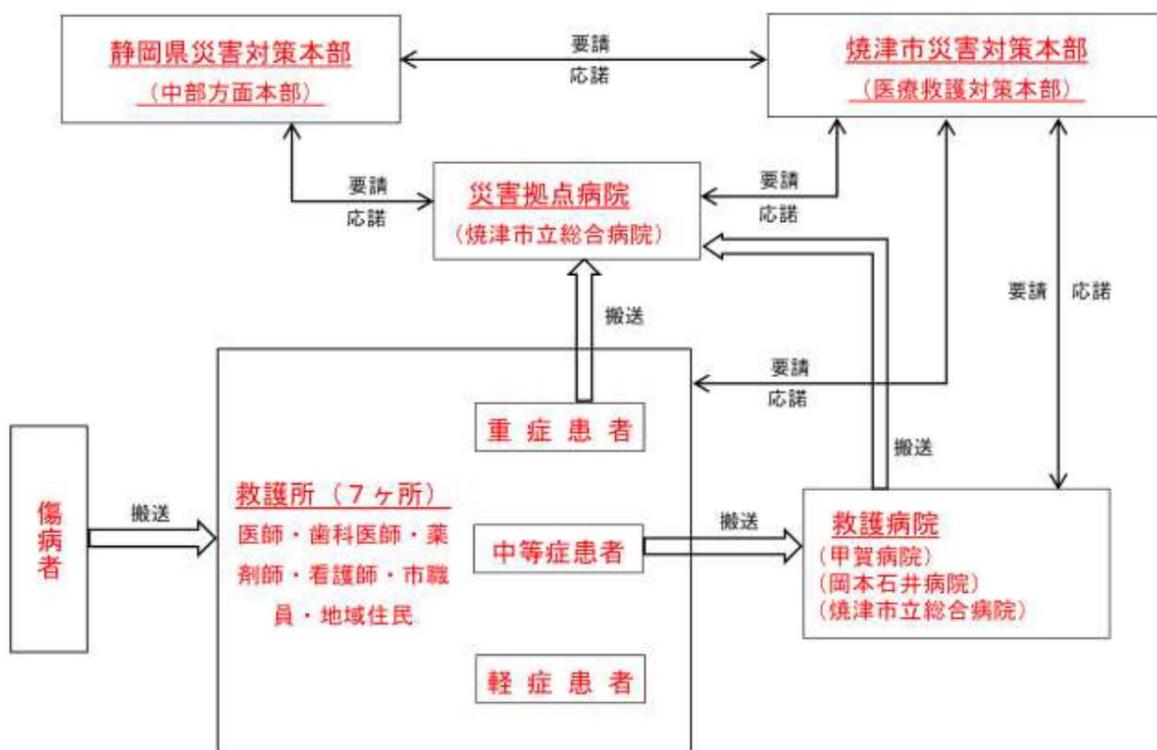
フェーズ	区分	期間
I	超急性期	災害発生～概ね48 時間
II	急性期	3 日目～1 週間
III	亜急性期～中長期	1 週間～1 ヶ月

なお、各区分において想定される状況は、次のとおりである。

区分	
フェーズ I (超急性期)	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所、救護病院を訪れる負傷者が増加する。 ・トリアージによる治療や搬送が始まるものの、人的資源や物的資源の不足により困難を極める。 ・発災後24 時間程度は、被災地外医療チームによる地域外の直接的な支援は、ほとんど困難な状況。

フェーズⅡ (急性期)	<ul style="list-style-type: none"> 救護病院からの医療チームや医薬品供給の要請が増える。 医療チーム等による地域への支援が活発化し、参集した医療チーム等を受入れ、適切に配置・調整するためのコーディネート作業が行われる。
フェーズⅢ (亜急性期～ 中長期)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所を中心とした健康支援、心のケアチームによる支援が始まる。 二次医療圏単位の医療資源需給調整は保健所が行い、直接的な医療救護活動から保健師を中心とした健康支援活動において求められる医療の提供へ徐々に移行する。 地域の医療機能を早期に回復させるため、できるだけ速やかに平時の保険診療体制へ移行することが望ましい。

5 焼津市の災害医療体制



6 災害時の情報把握

(1) 通信手段

災害時に適切、迅速な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段の確保が必要不可欠である。

市は、県、医療救護施設及び関係団体と通信する手段として、次の機器を用いる。（資料5）

通信手段	特 徴 等	整備状況
防災行政 無線	・固定通信系（同報系）、移動通信系、 地域防災無線系により構成 ・焼津市では各無線系を設置しており、 医療救護活動では主に地域防災無線 を使用	市災害対策本部、医療救護対策本 部、中部方面本部、災害拠点病院 (焼津市立総合病院)、救護病院 (甲賀病院・岡本石井病院)、救 護所、焼津市医師会、志太医師会、 焼津市薬剤師会に設置
衛星電話	・衛星インターネット回線利用可能(一部機種を除く)	市災害対策本部、医療救護対策本 部、中部方面本部、災害拠点病院 (焼津市立総合病院)、救護病院 (甲賀病院・岡本石井病院)、焼 津市医師会、志太医師会に設置

(2) 情報システム

医療救護活動において、市、県及び救護病院等が主に使用する情報システムは、広域災害救急医療情報システム（EMIS）と、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）である。どちらもインターネット上のシステムであるため、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行う。

名 称	入力者	主 な 機 能
広域災害救急 医療情報システム (EMIS)	救護病院等 中部方面本部 医療救護対策本部	・医療救護施設の災害医療情報集約及び全国で の情報共有 ・DMAT 活動状況把握 (DMAT 管理) ・広域医療搬送患者情報把握 (MATTs)
ふじのくに防災 情報共有システム (FUJISAN)	中部方面本部 医療救護対策本部	・救護所開設状況把握 ・医療救護支援要請 ※医療救護以外にも、道路、避難所等、多数の 情報を共有

7 研修、訓練の実施

市、医療救護施設及び関係団体は、本計画に基づく医療救護体制を強化推進し、実効性を確保するため、災害医療に関する研修や、医療救護に関する実動訓練、図上訓練等を、関係機関と連携のうえ、継続的に実施する。

第4 医療救護対策本部

市は、救護所や救護病院の運営等、医療救護に関する情報拠点として、医療救護対策本部を設け、災害時における医療救護体制、医薬品等の備蓄、調達の状況を把握し、市災害対策本部及び各種団体間との連携を図り、医療救護に関する対策等の検討を行うとともに市の医療救護体制を定める。

1 設置

市災害対策本部又は地震災害警戒本部が設置された場合もしくは市内で震度5弱以上の地震発生後、市長が必要と認めた場合に焼津市消防防災センター4階に医療救護対策本部を設け、表示板を掲げる。（別紙9）

2 運営体制

医療救護対策本部の運営体制は、本部長（健康福祉部長）、副本部長（健康づくり課長）、医師会及び歯科医師会の代表者、災害薬事コーディネーター、本部要員（あらかじめ指名するもの）で構成する。

3 担当業務

- (1) 救護所開設の指示や救護病院との連携等の医療救護体制を定める。
- (2) 市災害対策本部と各種団体間の連携を図り、医療救護に関する対策の検討を行う。
- (3) 救護所及び救護病院等の医療機関の状況を確認し、活動状況及び患者受入可否等をふじのくに防災情報共有システム等により中部方面本部へ報告する。
- (4) 市において医薬品等が確保できない場合は、中部方面本部へ調達・あっせんを要請する。
- (5) 医療チームの派遣等、医療救護施設等における医療救護活動に必要な措置について、中部方面本部へ要請する。

第5 救護所

救護所は、医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（以下「トリアージ」という。）を行う。また、原則として軽症患者に対する処置を行うものとし、必要に応じて重症患者及び中等症患者に対する応急処置を行う。

1 設置場所

医療救護対策本部の指示により、あらかじめ指定した救護所（以下「救護所」という。）を設置する（別紙1）。なお、被災した負傷者及び救護所の施設被害状況等により、医療救護対策本部が開設する救護所を決定する。

2 運営管理者

- (1) 救護所運営のうち、施設運営については、施設管理者の協力を得て市が管理する。
なお、医療機関前に設置する救護所等については、必要に応じて施設管理者が管理する。
- (2) 救護所運営のうち、診療運営については、医師会が派遣する医師が管理し、医療救護対策本部の指示により、医療救護活動を行う。

3 担当業務

- (1) トリアージ
- (2) 軽症患者の受入れ及び処置

- (3) 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- (4) 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院等への搬送手配
- (5) 医療救護活動の記録及び医療救護対策本部への措置状況の報告、その他要請
- (6) 死亡確認及び遺体搬送の手配
- (7) 自主防災組織への協力依頼
- (8) その他必要な事項

なお、救護所においては傷病者の収容（全身管理を伴う入院治療を行うこと。）は基本的には行わないが、傷病者への初期評価と可能な範囲での処置等を実施する。

4 医療救護活動体制

- (1) 救護所における医療救護活動は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、看護師、業務調整員で構成する医療チーム単位で行う。なお、救護所別出動計画は、別紙2～別紙5のとおり。
- (2) 救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、交代可能な複数の医療班を編成するよう配慮する。
- (3) 医療救護対策本部は、必要に応じて災害医療コーディネーター等と連携し、人的・物的支援など各救護所の運営に不均衡が生じないように、医療救護活動が継続的かつ計画的に行われているか確認するとともに、救護所の設置数や医療救護活動の状況から、集約化を含めた救護所の閉鎖時期の決定について検討を行う。
- (4) 医療救護対策本部は、救護所における医療活動と避難所における保健活動は密接に関係するため、救護所における医療従事者と避難所における保健師等の情報共有に努める。
- (5) 災害時に迅速かつ円滑に救護所を設置運営できるよう、平時から医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携のうえ、定期的に救護所設置訓練を実施する。

5 医薬品等の確保

- (1) 各救護所における資機材及医薬品は、別紙6のとおりとする。
- (2) 救護所における食料・飲料水等は、医療救護対策本部へ要請する。
- (3) 救護所において、あらかじめ備蓄していた資機材、医薬品等に不足が生じた場合は、医療救護対策本部へ要請する。
- (4) 市は、救護所関係者と連携し、備蓄する医薬品等の種類、数量、備蓄医薬品の定期的な更新、参考する医療従事者による医薬品等の持参、医薬品等の管理、使用方法等について、あらかじめ検討する。
- (5) 平時から供給要請の支援を行う災害薬事コーディネーターを活用した体制整備を図る。

6 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び突発型地震発生時等の対応

【東海地震注意情報発表時】

救護班（※1）、救護活動班（※2）担当職員は配備基準に従い参考し、必要に応じて救護所の開設ができるように準備する。

医療班（※3）は救護所への出動に備えて待機する。

【警戒宣言発令時】

救護班、救護活動班担当職員は配備基準に従い参集し、必要に応じて救護所の開設ができるように準備する。

医療班は、救護所への出動に備えて待機する。

【突発型地震発生時】

救護班、救護活動班担当職員は配備基準に従い、震度による参集基準で発災後直ちに所定の救護所に参集し、医療班の医療救護活動が開始できるよう準備する。医療班は、発災後直ちに、所定の救護所に参集し、医療救護活動を開始する。

なお、「津波警報」や「大津波警報」が発令されている間は避難を優先し、津波の危険がなくなり次第、配備基準に従い参集し活動する。

【市災害対策本部が設置される大規模事故や風水害をはじめとする局所災害時】

救護班、救護活動班担当職員及び医療班は医療救護対策本部の指示及び要請により、所定の救護所に参集し、医療救護活動を開始する。

なお、大型台風等の自然災害において、市内に甚大な被害が予想される場合は、市の指示及び要請により、救護班、救護活動班担当職員及び医療班は救護所への出動に備え準備する。

※1 救護所参集予定の健康づくり課職員

※2 救護所参集予定の区画整理課及び土地区画課員

※3 医師会、歯科医師会、薬剤師会の救護所参集予定者

7 南海トラフ地震臨時情報への対応

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時】

救護班、救護活動班担当職員及び医療班は、連絡体制を確認し情報収集を行う。また、必要に応じて情報提供を行う。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時】

救護班、救護活動班担当職員及び医療班は、引き続き情報収集を行い、医療救護対策本部の指示及び要請により出動できるよう待機する。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の対応と同様とする

第6 救護病院

救護病院は、中等症患者及び重症患者の処置及び収容を行う。

1 対象施設

- (1) 救護病院は、一般病床を有する既存病院で医療救護活動が期待できる病院について、当該病院の管理者と協議のうえ、焼津市が指定するものであり、当該救護病院は、焼津市立総合病院、コミュニティーホスピタル甲賀病院及び岡本石井病院とする（別紙7）。
- (2) 組織は、既存病院の組織をもって充てる。

(3) 救護病院の医療従事者について、当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

2 標準収容計画

救護病院は、災害で発生した傷病者を当該病院にできる限り収容する。

3 運営担当者

救護病院の医療従事者は、既存病院の職員をもって充てるものとする。

4 担当業務

- (1) トリアージ
- (2) 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置
- (3) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点等への搬送手配
- (4) 医療救護活動の記録及び医療救護対策本部への措置状況の報告、その他要請
- (5) 死亡確認（検査を含む）及び遺体搬送の手配
- (6) その他救急患者等の処置

5 運営体制

(1) 救護病院医療救護計画等の作成

救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

なお、救護病院医療救護計画の作成にあたっては、焼津市医療救護計画との整合性を図るものとする。

(2) 災害発生時等の初動体制

救護病院の管理者は、災害発生時等（「災害発生時等」の定義は、救護所参集基準に準じる）に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保のうえ、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力し、市に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話や地域防災無線等、他の通信手段で報告する。

(3) 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、救護病院の管理者は、医療チームの派遣や、医薬品等の物資供給等、医療救護活動に必要な措置について医療救護対策本部へ要請する。

(4) 医療救護活動体制

救護病院における医療救護活動は24時間体制とする。

(5) 医療チーム受入れ体制の整備

救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受入れができるよう、あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておく。

(6) 定期的な訓練の実施等

救護病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や、医療圏内の災害拠点病院との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を充分に果たすため、定期的な図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。

また病院職員の広域医療搬送トリアージ基準習熟に努め、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送体制を補完できるよう努める。

6 施設設備等

- (1) 救護病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有すること。
- (2) 救護病院は、災害時通信手段を有すること。また衛星インターネット回線が利用できる環境を有することが望ましい。
- (3) 救護病院の管理者は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておく。
- (4) 救護病院の管理者は、適切な容量の自家発電機及び3日分程度の燃料の保有に努める。
- (5) 救護病院の管理者は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- (6) 救護病院の管理者は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として3日分程度の備蓄に努める。また市は、救護病院への物資供給に配慮する。

7 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び突発型地震発生時の対応

【東海地震注意情報発表時】

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限する。なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあっては、治療の中止が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

【警戒宣言発令時】

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

- イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- ウ 当該病院で定めた救護病院医療救護計画等に基づく準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施するものとする。

【突発型地震発生時】

- ア 速やかに当該病院で定めた救護病院医療救護計画等に基づく医療救護活動に移行する。

8 南海トラフ地震臨時情報への対応

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時】

- ア 災害発生時の治療体制を確認する。
- イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応と同様とする。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応と同様とする。

第7 災害拠点病院

災害拠点病院は、救護病院で対応できない重症患者の処置及び収容、並びに重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配等を行う。

1 対象施設

- (1) 市内の災害拠点病院は、焼津市立総合病院とする（別紙8）。
- (2) 施設設備は当該病院の施設設備をもってこれに充てる。
- (3) 災害拠点病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、ライフラインの確保に努めるとともに、ヘリポートの整備や市との連携により最寄りのヘリポートまでの患者搬送手段の確保に努める。

なお、発災後には直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを県災害対策本部に報告する。

2 標準収容計画

災害拠点病院は、災害で発生した傷病者を当該病院にできる限り収容する。

3 運営担当者

災害拠点病院の医療従事者は、既存病院の職員をもって充てる。

4 担当業務

- (1) トリアージ
- (2) 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受け入れ及び処置
- (3) 重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配
- (4) DMAT 等医療チームの受け入れ及び派遣
- (5) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
- (6) その他必要な事項

5 運営体制

- (1) 災害拠点病院医療救護計画の作成

災害拠点病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

- (2) 災害発生時等の初動体制

災害拠点病院の管理者は、災害発生時等（「災害発生時等」の定義は、救護所参集基準に準じる）に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受け入れの可否等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力することで県に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話等、他の通信手段で報告する。

- (3) 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、災害拠点病院の管理者は、医療チームの派遣等、医療救護活動に必要な措置について、広域災害・救急医療システム（EMIS）への入力や、衛星電話等により、県に要請する。

- (4) 広域医療搬送への対応

災害拠点病院は重症患者の広域医療搬送について中心的な役割を果たす必要があるため、災害拠点病院の管理者は、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準習熟に努めるとともに、病院敷地内、あるいは病院近接地のヘリコプター離着陸場への患者搬送手順について、定期的な訓練を実施する。

また、大規模災害時は、県及び県が指定する航空搬送拠点と連携し、重症患者の航空搬送拠点への搬送手配を行う。

- (5) DMAT 活動拠点本部が設置された場合の対応

静岡県DMAT 調整本部によりDMAT 活動拠点本部が設置された場合、災害拠点病院の管理者は、DMAT 活動拠点本部の設置運営に協力するものとする。

- (6) 定期的な訓練の実施等

災害拠点病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、事業継続計画に基づく定期的な訓練を実施する。

第8 傷病者の搬送体制

1 搬送体制

- (1) 原則として、被災現場から救護所及び救護所から救護病院への搬送は、消防団、自主防災組織等で行う。
- (2) 救護所及び救護病院から災害拠点病院への搬送は、原則として救急車又は救護病院の車両等が行う。
- (3) 市災害対策本部長は、必要と認めたときは自主防災組織又は、避難住民の協力を得て臨時の搬送班を編成して、搬送を行うことができるものとする。

2 搬送方法

(1) 市内での搬送

ア 車両等の利用が可能な場合は、次の車両による。

- (ア) 市が指定した緊急車両
- (イ) 志太消防本部救急車及び市公用車
- (ウ) 自主防災組織又は、消防団が有する車両等
- (エ) 救護病院の車両

イ 車両等の通行が不能の場合には、自主防災組織又は避難場所にいる住民により担架等を使用する。

(2) 被災地外への搬送

救護を要する傷病者が多く、救護病院では収容することが不可能な場合、又は救護病院では治療が困難な重篤な傷病者が発生した場合、ヘリコプター等を用いて被災地外の医療施設に搬送する。ヘリポートの準備・整備については焼津市地域防災計画による。

焼津市災害対策本部は、搬送に備えて事前に自衛隊、県等と受入れ先や搬送方法について連絡を取る。

第9 地域災害医療対策会議への参画

- (1) 市は、平時において、県が原則として二次医療圏単位で設置する地域災害医療対策会議に参画し、周辺市町等の災害医療関係者とのネットワークを構築する。
- (2) 市は、大規模災害時において、地域の災害医療関係者が市経由で中部方面本部と連携する通常の災害医療体制に加え、必要に応じ地域の災害医療関係者が市を経由せず中部方面本部及び県が委嘱する災害医療コーディネーターと直接連携し、円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネート体制の整備推進に協力する。

第10 津波被害等への対応

- (1) 市は、想定津波浸水域等に立地している医療救護施設について、当該施設での医療救護活動が困難となる事態を想定し、あらかじめ市内の他の救護病院もしくは災害拠点病院等への搬送を検討する。また、施設全体が避難する必要が想定される医療機関について、入院患者の受入れ先及び搬送手段が確保できるよう、事前に関係機関と調

整しておく。

- (2) 市は、地震や津波等の災害発生により、医療機関が孤立する等の懸念がある場合は、医療機関からの報告を待たず、状況を確認する。
なお、通信が途絶している場合は、職員等の派遣により確認を行う。
- (3) 市は、大規模災害時の患者受け入れ先や搬送手段の確保が困難な場合、中部方面本部に対応を要請する。

第 11 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

- (1) 市は、大規模災害時に、医療救護施設として指定しない医療機関についても被害状況の把握に努める。
- (2) 市は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、必要に応じ医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ医療機関の管理者等と連携を図る。

第 12 医療救護施設からの遺体搬送

市は、医療救護施設における医療救護体制が円滑に実施されるようにするため、市遺体措置・埋葬マニュアルに基づき、医療救護施設に収容された遺体の搬送体制の整備を図る。

- (1) 遺体収容所
保健センター集検ホール及び静岡県中部看護専門学校講堂
- (2) 遺体の搬送・収容
市は、自治会・消防・警察・自衛隊・ボランティアなどと協力して、遺体の搬送及び収容を行う。

第 13 日常的に医療を必要とする患者等への対応

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等及び平時にも発生する救急患者は救護病院、妊産婦は産婦人科の診療所（前田産科婦人科医院、アイ・レディースクリニック）及び焼津市立総合病院で対応する。

1 医療救護体制

- (1) 東海地震注意情報発表時、救護病院は、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限する。なお、治療の中止が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。
- (2) 日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者等の医療機関である診療所は、病診連携による医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成する。

2 東海地震注意情報発表時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の搬送の方法

東海地震注意情報等の発表時の交通事情の悪化を勘案して、医師の要請に基づき、必要に応じて本計画第8第2項による搬送の方法をとるものとする。

3 発災した場合の搬送の方法

医師の要請に基づき、必要に応じて本計画第8第2項による搬送の方法をとるものとする。

4 透析患者への対応

- (1) 市は、静岡県広域災害救急医療情報システム（EMIS）等から情報を収集する。
- (2) 市は、透析災害ネットワークに加入している焼津市立総合病院、天野医院、コミュニティーホスピタル甲賀病院の状況を把握する。
- (3) 透析可能施設に関する情報の提供は市ホームページ等を活用する。

5 妊産婦への対応

- (1) 市は、静岡県広域災害救急医療情報システム（EMIS）等から情報を収集する。
- (2) 市は、焼津市立総合病院、前田産科婦人科医院、アイ・レディースクリニックの状況を把握する。
- (3) 妊産婦対応可能施設に関する情報の提供は市ホームページ等を活用する。

第14 焼津市医療救護対策委員会

災害時の医療救護が円滑に行われるよう日頃から情報交換をするとともに焼津市医療救護計画等についても調査研究を行なうため、関係者による焼津市医療救護対策委員会を設置する。

第15 災害医療アドバイザー

災害時に救護所又は救護病院での医療救護活動に関するアドバイス、医療資源需給調整、焼津市立総合病院との調整に関し、災害対策本部長の業務を補完する災害医療アドバイザーを設置する。

第16 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

1 事前の備え

対象	内容
救護病院及び 災害拠点病院	・医薬品等の準備（3日分）
市	・救護所で使う医薬品等の備蓄 ・薬剤師会（薬局）や医薬品卸業者等との連携確認
医薬品卸業者等	・供給体制の確認（緊急車両の指定、市等との連携確認、県内外の支店等との間の輸送手段の確保）
薬剤師会	・市及び静岡県薬剤師会等との連携確認

2 準備体制

医療救護対策本部が設置された段階で、次の準備体制に入る。なお発災後においては、次の各項目に加え、被害状況等について確認、報告する。

(1) 医薬品等

ア 市

管内の医薬品卸業者等及び薬剤師会に対する連絡体制を確認する（別紙10）。

イ 医薬品卸業者等

（ア）医薬品等の在庫状況を確認し、供給体制を整える。

（イ）在庫の乏しい医薬品等の確保を図る。

（ウ）指定されている緊急車両を確保・待機させる。

ウ 薬剤師会

市及び保健所の要請に応じ、体制を整える。

3 供給の要請

(1) 医療救護施設

ア 医薬品等

（ア）救護病院の運営管理者は、医薬品等が不足した場合は、平時と同様に医薬品卸業者等に供給を要請する。これにより確保できない場合は、医療救護対策本部に調達・あっせんを要請する。

（イ）救護所の運営管理者は、医療救護対策本部に調達・あっせんを要請する。

イ 輸血用血液

（ア）救護病院の管理者は、輸血用血液が不足した場合は、血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、医療救護対策本部に調達・あっせんを要請する。

（イ）救護所の運営管理者は、医療救護対策本部に調達・あっせんを要請する。

(2) 医療救護対策本部

救護病院及び救護所の管理者から要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターを活用し、次により対応する。

ア 医薬品等

（ア）災害薬事コーディネーターを活用し、薬剤師会及び管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。

（イ）市において確保できない場合は、中部方面本部に調達・あっせんを要請する。

イ 輸血用血液

中部方面本部に調達・あっせんを要請する。

4 調達・あっせん

(1) 医薬品卸業者等

ア 医療救護対策本部又は救護病院の管理者から医薬品等の供給要請があった場合は、次により対応する。

（ア）速やかにその要請に応じるものとする。

- (イ) 要請を受けた支店等に在庫がない場合は、自社の他の支店等に供給を要請する。
- (ウ) (イ) によっても不足する場合は、その旨を医療救護対策本部又は救護病院の管理者に報告する。
- (2) 静岡県赤十字血液センター
 - ア 救護病院の管理者及び県災害対策本部から輸血用血液の供給要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。

5 輸送手段

- (1) 医薬品等
 - ア 医療救護対策本部

市において輸送手段が確保できない場合は、中部方面本部に輸送手段の確保を要請する。
 - イ 医薬品卸業者等
 - (ア) 救護病院及び救護所へ輸送手段が確保できない場合は、要請元に輸送手段の確保を要請する。
 - (イ) 県内外の支店等との間の輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

6 薬剤師の派遣

- (1) 医療救護対策本部

救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師等が必要となり、市において薬剤師等が確保できない場合は、薬剤師会に薬剤師等の確保を要請し、中部方面本部にその旨を情報提供する。
- (2) 薬剤師会

医療救護対策本部から薬剤師等の派遣要請を受けた場合は、薬剤師会内で調整し、薬剤師を派遣する。確保できない場合は、静岡県薬剤師会に薬剤師等の派遣を要請し、中部方面本部にその旨を情報提供する。

7 災害薬事コーディネーター

大規模災害時に通常の災害医療体制では十分な対応ができない状況を想定し、市が行う医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を補完する。

- (1) 配置(活動)場所と役割

災害薬事コーディネーターは、医療救護対策本部もしくは薬剤師会へ参集し活動する。

 - ア 医療救護対策本部においては、地域の医薬品等のニーズに関する医薬品卸業者等への供給要請や薬剤師派遣要請への対応、調整等、医療救護対策本部に専門的な助言を行う。
 - イ 薬剤師会本部においては、応援薬剤師を受入れ、必要な場所へ配分するなど、救護所等における応援薬剤師の運用を行うほか、現場の医薬品等のニーズや薬局の稼働状況等の把握を行う。

(2) 指揮命令系統

災害薬事コーディネーターは配置先の管理者の指揮命令に従う。

(3) 参集

災害薬事コーディネーターは、医療救護対策本部・救護所が設置された場合には、速やかに参集するよう努める。

(4) 平時における対応

災害薬事コーディネーターは、市が行う研修・訓練への参加に努める。また、災害薬事コーディネーターは、地域災害医療対策会議における災害医療関係者のネットワークの構築に協力する。

第17 市民及び自主防災組織が中心となって実施すべき事項

市民及び自主防災組織の連携を図り、迅速かつ円滑な医療救護活動を確保するため、それぞれの実施すべき事項を定める。注意情報発表時及び警戒宣言発令時の行動は焼津市地域防災計画による。

1 市民が実施すべき事項

- (1) 軽度の傷病については、自分で手当を行なえる程度の医薬品を準備する。
- (2) 医療救護を受けるまでの応急措置及び救護看護技術を習得する。
- (3) 家庭救護で対応できる程度の軽易な傷病については、自己及び助け合いにより処置する。

2 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- (1) 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。
- (2) 医療関係団体等の協力を得て、応急処置及び救護看護技術に関する講習会を開催する。
- (3) 担架、救急医療セット等の応急救護機材等を整備する。
- (4) 医師の処置が必要な傷病者を救護所へ搬送する。
- (5) 重症患者の救護所から救護病院までの搬送及び死者の遺体安置所への搬送について協力をする。
- (6) 透析患者（要介護患者を含む）の透析治療の為の搬送及び地震発生後、避難所から透析病院または救護病院への患者搬送について協力する。
- (7) 妊産婦の搬送及び地震発生後、避難所から産婦人科の診療所（前田産科婦人科医院、アイ・レディースクリニック）及び焼津市立総合病院への搬送について協力する。

第18 看護師養成施設等への協力要請

災害が発生し、医療救護活動において必要と認めるときは、看護師養成施設等の教員及び看護学生の応援協力を要請するものとする。

市は災害時ボランティア看護師を市民から募り、平常時に必要な研修を開催し、災害が発生し、医療救護活動において必要と認めるときは、協力を要請する。

焼津市地震災害警戒本部条例

昭和 54 年 12 月 22 日
条 例 第 23 号改正 平成 11 年 3 月 30 日 条例第 10 号 改正 平成 19 年 3 月 26 日 条例第 13 号 改正 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号
(趣旨)**第 1 条** この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、焼津市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

2 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、本部員及び地震災害警戒本部職員（以下「本部職員」という。）を指揮監督する。

3 副本部長は、市の副市長をもつて充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部長及び副本部長に共に事故があるときは、本部員の中から本部長があらかじめ定める順序により、指名された者がその職務を代理する。

6 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者

(2) 教育長及び教育委員会の事務局の長

(3) 市議会の事務局長

(4) 志太広域事務組合の消防吏員のうちから市長が委嘱する者

(5) 消防団長

(6) 静岡県警察官のうちから市長が委嘱する者

(7) 焼津市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

7 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の所掌事務に従事する。

8 副本部長及び本部員以外の本部職員は、市の職員（行政委員会の職員及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の適用を受ける職員を含む。）のうちから市長が任命する。

9 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるとき又は欠けたときは、第 1 項の部に属する本部員又は本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日条例第 13 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 27 日条例第 18 号)

この条例は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の職員動員手続き

地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の観測結果に異常が発見された場合、気象庁は、隨時「東海地震に関する調査情報（臨時）」「東海地震注意情報」を発表し、異状が基準値を超えた場合、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が招集され、東海地震発生のおそれがあると判断された場合は、警戒宣言、「東海地震予知情報」が発表される。これらのおおよその経緯は次のとおりである。

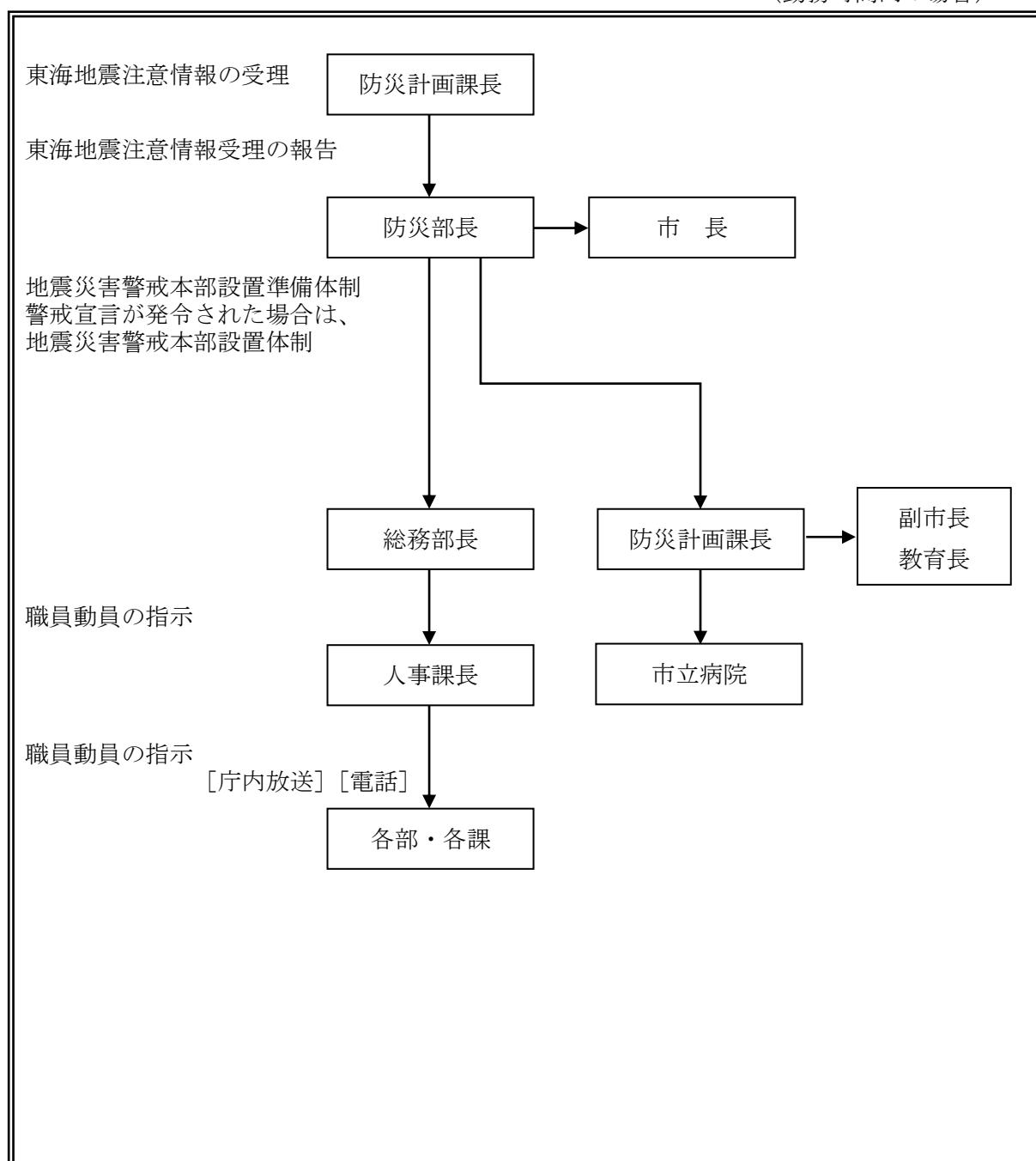
経緯	内容	市の対応
異常データの発見	東海地域の観測データに異常が発見 ↓ 気象庁が「東海地震に関する調査情報（臨時）」を発表 ↓ (東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合) 気象庁が「東海地震注意情報」を発表する。 ↓	続報を逃さない連絡体制をとる。 防災部職員による事前配備体制 市民への広報 ↓ 職員の動員(第2配備体制) 地震災害警戒本部設置準備体制
地震防災対策強化地域判定会の開催	地震防災対策強化地域判定会の招集 ↓ 東海地震発生の可能性について検討 ↓ 気象庁長官は、地震発生のおそれのある場合、次の東海地震予知情報を内閣総理大臣に報告	「東海地震に関する調査情報（臨時）」の受理 ↓ 関係機関・団体への伝達
東海地震予知情報の報告	○ 発生のおそれがあること ○ 発生の理由 ○ 発生の時期・震源域 ○ 地震の大きさ・各地の震度 ○ 発生する津波の大きさ 地震発生のおそれがない場合は、その旨を伝達	各部局ごと行動マニュアルに沿った行動 地震発生のおそれのない旨を伝達
警戒宣言の発令	内閣総理大臣は、緊急に対策をとる必要がある場合、次の内容の警戒宣言を発令する。 ○ 警戒宣言を発すること。 ○ 公共機関・団体は防災応急対策をとること。 ○ 住民等は警戒体制をとること。続いて、東海地震予知情報の内容が広報される。	警戒宣言の連絡受理 ↓ 関係機関・団体・市民等への連絡 職員の動員(第3配備体制) 地震災害警戒本部設置体制
東海地震予知情報	警戒宣言が発令された場合、「東海地震予知情報」を発表する。	続報を逃さない連絡体制をとる。
東海地震予知情報（続報）	観測データの変化に応じて、隨時続報が発表される。	関係機関・団体・市民等への連絡
警戒宣言の解除	内閣総理大臣は、地震発生のおそれがなくなったと認めたときは、警戒宣言を解除する。	警戒宣言解除の報告受理 関係機関・団体・市民等への連絡 地震災害警戒本部の解散

動員の手続き

(1) 勤務時間内の場合

- ① 防災計画課長は、防災部長に東海地震注意情報受理を報告する。
- ② 防災部長は、市長に東海地震注意情報受理を報告する。
- ③ 市長は報告を受け、防災部長に動員を指示する。
- ④ 防災部長は、総務部長に職員動員を、防災計画課長に対し副市長、教育長、関係機関・団体等への伝達を指示する。
- ⑤ 総務部長は、人事課長に職員動員を指示する。

(勤務時間内の場合)

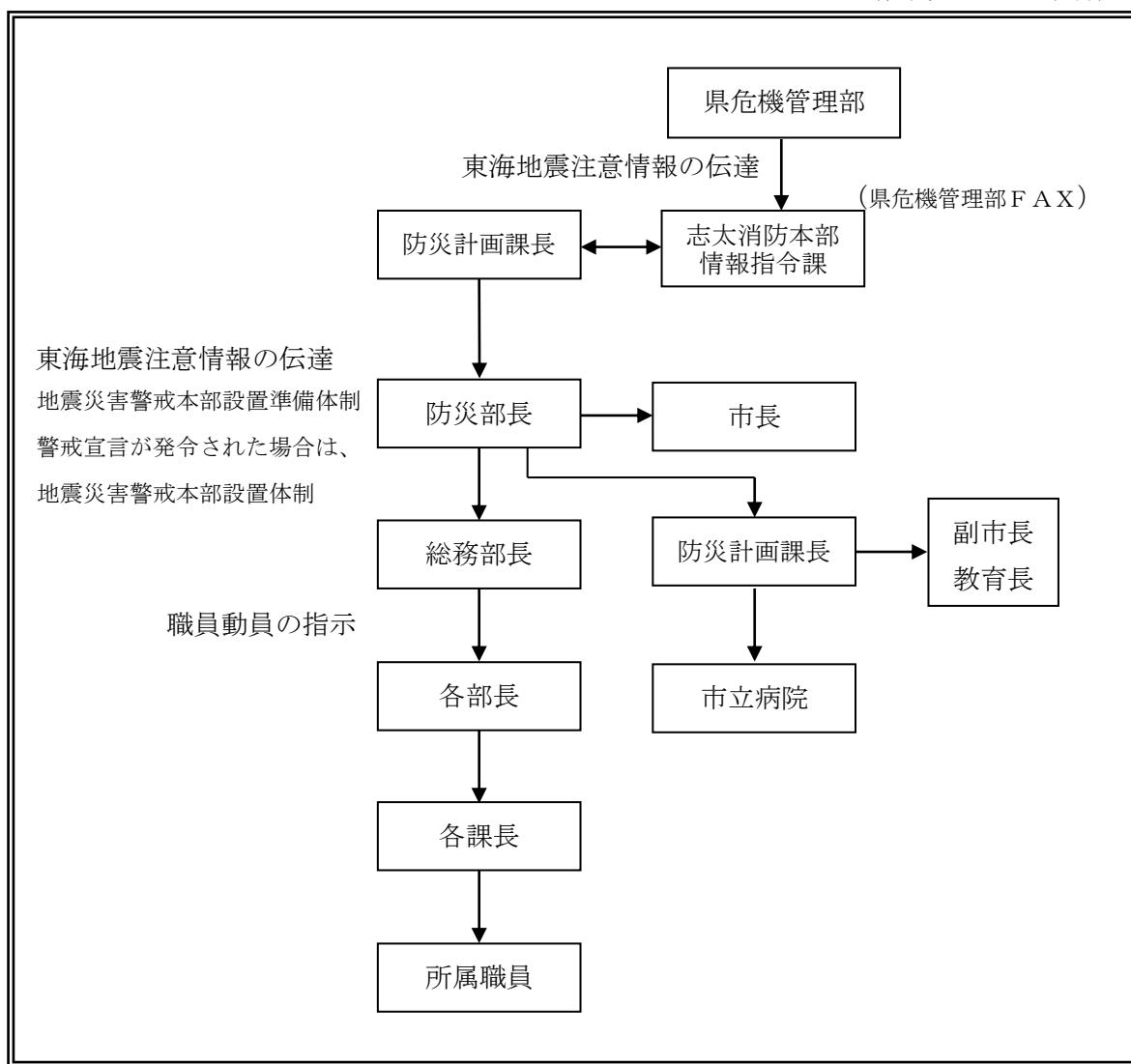


(2) 夜間・休日の場合

- ① 防災計画課長は、志太消防本部情報指令課から、東海地震注意情報を受けた場合、すみやかに防災部長に伝達する。
- ② 防災部長は、東海地震注意情報の受けた場合を市長に伝達し、総務部長に職員動員を伝達し、防災計画課長に副市長、教育長、関係機関・団体への伝達を指示する。
- ③ 防災計画課長は、東海地震注意情報を受けた場合、すみやかに必要な措置をとる。
- ④ 各部長は、部内の職員の動員を指示する。

なお、職員は、判定会招集の旨をテレビ・ラジオ等、報道によって知った場合は、動員の指示を待つことなく、あらかじめ決められた場所に参集する。

(夜間・休日の場合)



※「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」発表時は、これに準じた形で運用する。

自主防災組織本部設営予定場所一覧表

自主防災組織	設 置 予 定 場 所	住 所
焼津第 1	二区コミュニティ防災センター	本町 5-9-1
焼津第 2	四区コミュニティ防災センター	焼津 6-10-17
焼津第 3	焼津東小学校	栄町 5-14-1
焼津第 4	塩津公会堂	塩津 280
焼津第 5	第 5 コミュニティ防災センター	駅北 5-1-24
焼津第 6	大村中学校	大村 3-25-1
焼津第 7	大村地域交流センター	大覚寺 3-5-5
豊田第 8	第 8 自治会公会堂	三ヶ名 980
豊田第 9	豊田第 9 自治会コミュニティセンター	五ヶ堀之内 960
豊田第 10	豊田中学校	小土 301-2
小川第 11	小川中学校	東小川 4-21-1
小川第 12	小川新地コミュニティ防災センター	小川新町 1-11-2
小川第 13	小川第 13 コミュニティ防災センター	小川 3118
港第 14	石津コ ミュニティ防災センター	石津 2-10-7
東益津第 15	坂本コ ミュニティ防災センター	坂本 971-5
東益津第 16	中里会館	中里 270-1
東益津第 17	浜當目コ ミュニティ防災センター	浜當目 3-1-45
大富第 18	大富小学校	中根新田 637
大富第 19	大住公会堂	大住 542
大富第 20	三和公会堂	三和 1078
和田第 21	一色・惣右衛門コ ミュニティセンター	一色 130-1
和田第 22	和田第 22 自治会館	田尻 556-3
港第 23	港中学校	田尻北 584
中島	焼津市大井川体育館	中島 1183
飯淵	飯淵区公会堂	飯淵 277
利右衛門	焼津市利右衛門地区集落センター	利右衛門 847
吉永	吉永第三町内会公会堂	吉永 413

自主防災組織	設置予定場所	住所
高新田	高新田東コミュニティ防災センター	高新田2172-2
大井川東	宗高第四町内会公会堂	宗高823-4
相川	相川自治会館	相川709-2
西島	西島自治会館	西島145-2
上泉	上泉公民館	上泉1489
下江留	下江留自治会館	下江留1348
上新田	上新田第三町内会館	上新田971-3
つつじ平	つつじ平自治会館	上泉612-320

緊急輸送路一覧表

1. 静岡県緊急輸送路、焼津市緊急輸送路

	種 別	延長計	緊急輸送路としての用途
県	県一次緊急輸送路	27, 550m	高速自動車国道、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路
	県二次緊急輸送路	11, 600m	一次緊急輸送路と市町役場（旧役場を含む）及び重要な拠点を結ぶ道路
	県三次緊急輸送路	0m	一次緊急輸送路及び二次緊急輸送路と市町村役場の支所等を結ぶ道路及びその他の道路
市	市一次緊急輸送路	68, 750m	静岡県緊急輸送路を連絡する幹線的な道路で、市災害対策本部等の災害応急対策施設、市指定避難所、救護病院・救護所、救援物資等の備蓄地点及び集積地点、ヘリコプター離着陸場、その他市長が必要とする施設を相互に連絡する道路
	市二次緊急輸送路	20, 100m	上記の道路を連絡する補助的な道路で、市災害対策本部等の災害応急対策施設、市指定避難所、救護病院・救護所、救援物資等の備蓄地点及び集積地点、ヘリコプター離着陸場、その他市長が必要とする施設を相互に連絡する道路及び迂回路
	市三次緊急輸送路	13, 050m	

2. 焼津市内の静岡県緊急輸送路（＊1）

	種 別	起 点	経 路	終 点	延長(m)	緊急輸送路沿線の避難所等	備考
1	県一次緊急輸送路	野秋 (静岡市境)	第一東海自動車道（野秋～相川）	相川 (吉田町境)	11, 500	日本坂パーキングエリア 焼津インターチェンジ 大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ	
2		野秋 (静岡市境)	国道 150 号（野秋～西島）	西島 (吉田町境)	14, 400	コミュニティホスピタル甲賀病院（市救 病院）・大富中学校（避）	
3		越後島 (藤枝市境)	主要地方道焼津森線（越後島～八楠二丁目）	八楠二丁目	1, 650		
4	県二次緊急輸送路	八楠二丁目	主要地方道焼津森線（八楠二丁目～焼津六丁目）⇒ 一般県道静岡焼津線（本町三丁目～三和）	三和	7, 000	焼津水産高等学校（避）・焼津南小学校 (避) 岡本石井病院（市救病院）	
5	県二次緊急輸送路	上新田 (藤枝市境)	主要地方道藤枝大井川線（上新田～上小杉）⇒一般 県道島田大井川線（上小杉～宗高）	宗高	2, 150	ターントクルこども館とまとぴあ（警察 活動拠点）	
6		上泉 (藤枝市境)	一般県道河原大井川港線（上泉～西島）	西島	2, 450		

*1：「静岡県地域防災計画（令和5年2月）」より 距離については、県の計画に詳細がなかったため、実測延長。

3. 焼津市一次緊急輸送路

	緊急輸送路名	経 路	路線番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
1	市一次緊急輸送路 101号線	国道150号線交差点から東名高速道路交差点まで	焼 0122	市道東益津学校脇線	石脇上	中里	850	東益津地域交流センタ一(救護・避)・東益津小学校(避)	R5.4.1	
2	市一次緊急輸送路 102号線	県道静岡焼津線浜当目交差点から八楠石脇線交差点まで	焼 0120	市道東益津南部線	浜当目1丁目	坂本	1,200		R5.4.1	
3	市一次緊急輸送路 103号線	主要地方道焼津森線交差点からオーシャン道路交差点まで	焼 0111	市道鰯ヶ島八楠線	八楠3丁目	小川新町2丁目	3,500	焼津水産高等学校(避)・大村中学校(避)	R5.4.1	
			県 1031	主要地方道焼津榛原線	小川新町2丁目	鰯ヶ島	200		R5.4.1	
			焼 2179	市道半次郎線	鰯ヶ島	鰯ヶ島	50		R5.4.1	
4	市一次緊急輸送路 104号線	県道静岡焼津線本町3丁目交差点から焼津市中港交差点を経由し藤枝市境まで	県 3416	一般県道静岡焼津線	栄町5丁目	中港4丁目	800	大村中学校(避)・第5コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
			焼 0124	市道焼津藤枝線	中港4丁目	駅北2丁目	950		R5.4.1	
			県 1030	主要地方道焼津藤枝線	駅北2丁目	保福島	3,300		R5.4.1	
5	市一次緊急輸送路 105号線	県道静岡焼津線焼津港交差点から焼津駅南口前を通過し道原交差点まで	焼 0114	市道臨港線	栄町2丁目	栄町2丁目	300	組合立静岡県中部看護専門学校(遺収)・保健センター(集検ホール)(遺収)	R5.4.1	
			市 0109	市道焼津駅道原線	栄町2丁目	栄町1丁目	350		R5.4.1	
			県 1030	主要地方道焼津藤枝線	栄町1丁目	栄町6丁目	200		R5.4.1	
			市 0109	市道焼津駅道原線(重複区間)	栄町1丁目	栄町6丁目	(200)		-	
			市 0109	市道焼津駅道原線	栄町6丁目	東道原	3,600		R5.4.1	
6	市一次緊急輸送路 106号線	県道静岡焼津線交差点から新屋橋まで	県 1031	主要地方道焼津榛原線	本町1丁目	本町1丁目	400	新屋コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
7	市一次緊急輸送路 107号線	県道静岡焼津線本町3丁目交差点からオーシャンロード道路交差点まで	焼 0112	市道焼津広幡線	本町3丁目	北浜通	500	三区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
8	市一次緊急輸送路 108号線	国道150号線小土交差点から寄子橋大島線大島上交差点まで	焼 0224	市道焼津中央高校線	小土	保福島	1,600	(県)焼津中央高等学校(避)・豊田中学校(避)	R5.4.1	
			焼 0106	市道保福島大島新田線	保福島	大島	4,800		R5.4.1	
9	市一次緊急輸送路 109号線	県道大富藤枝線保福島交差点から藤枝市境まで	県 3224	一般県道大富藤枝線	保福島	保福島	500		R5.4.1	

	緊急輸送路名	経 路	路線番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
10	市一次緊急輸送路 110号線	県道上青島焼津線藤枝市境からオーション道路交差点まで	県 3222	一般県道上青島焼津線	小 土	城 之 腰	3,900	焼津中学校(避)・焼津地域交流センター(避)・豊田地域交流センター(避)・豊田小学校(救護・避)	R5.4.1	
			焼 2070	市道二文小路四号線	城 之 腰	城 之 腰	50			
11	市一次緊急輸送路 111号線	県道静岡焼津線東小川四丁目交差点から藤枝市境まで	焼 0127	市道小川青島線	東小川4丁目	小 柳 津	3,550		R5.4.1	
12	市一次緊急輸送路 112号線	市道焼津東縦断線接続部より国道150号線中根交差点まで	焼 0108	市道小川島田幹線	石津港町	中 根	2,500	焼津市消防防災センター(災害対策本部)・焼津市水道庁舎(水道災害本部)・石津コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
13	市一次緊急輸送路 113号線	小川島田幹線石津向町境交差点から寄子橋大島線交差点まで	焼 0208	市道志太海岸線	石津向町	田 尻	2,150		R5.4.1	
			焼 0201	市道横須賀上小田線	田 尻	田 尻	200			
			焼 0202	市道北新田道下二号線	田 尻	惣右衛門	800			
14	市一次緊急輸送路 114号線	焼津駅道原線交差点から県道静岡焼津線交差点まで	焼 3064	市道市立総合病院東線	道 原	東祢宜島	400	焼津市立総合病院(県拠点病院、市救病院)	R5.4.1	
15	市一次緊急輸送路 115号線	国道150号線三和交差点から主要地方道焼津榛原線田尻交差点まで	県 3226	一般県道高洲和田線	三 和	田 尻	1,550		R5.4.1	
			焼 3271	市道三和請所上小田線(重複区間)	三 和	三 和	(50)			
16	市一次緊急輸送路 116号線	保福島大島新田線大島上交差点から北新田道下二号線交差点まで	焼 0101	市道寄子橋大島線	大 島	惣右衛門	3,350	大島体育館(避)	R5.4.1	
17	市一次緊急輸送路 117号線	国道150号線木屋川橋交差点から太平橋市境まで	国 0150	一般国道150号線	三 和	高 新 田	3,700		R5.4.1	
			県 1031	主要地方道焼津榛原線	高 新 田	飯 淵	3,700			
18	市一次緊急輸送路 118号線	藤枝市境から主要地方道焼津榛原線交差部まで	大 0105	市道0105号線	上 新 田	下 江 留	2,200	大井川庁舎3階大会議室(危険拠(メ)) 大井川庁舎(2階会議室)(危険拠(サ)) 大井川地域交流センター(避)	R5.4.1	
			大 0104	市道0104号線	下 江 留	吉 永	2,150			
			県 3227	一般県道島田大井川線	吉 永	吉 永	850			

	緊急輸送路名	経 路	路線番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
19	市一次緊急輸送路 1 1 9 号 線	国道 150 号線交差点から港湾道路交差点まで	大 1269	市道 1 2 6 9 号線	下 小 杉	下 小 杉	500	大井川中学校(救護・避)・大井川庁舎3階大会議室(危険拠(メ)) 大井川庁舎(2階会議室)(危険拠(サ)) 大井川地域交流センター(避)・ターナークリルドも館とまとぴあ(警察活動拠点)	R5. 4. 1	
			大 0112	市道 0 1 1 2 号線	下 小 杉	藤 守	550		R5. 4. 1	
			大 1269	市道 1 2 6 9 号線 (重複区間)	下 小 杉	藤 守	(550)		-	
			大 1269	市道 1 2 6 9 号線	藤 守	藤 守	950		R5. 4. 1	
			大 0204	市道 0 2 0 4 号線	藤 守	中 島	2,000		R5. 4. 1	
20	市一次緊急輸送路 1 2 0 号 線	市道志太中央幹線藤枝市境から主要地方道島田吉田線はばたき橋まで	大 0118	市道志太中央幹線	上 新 田	上 泉	400		R5. 4. 1	
			県 1034	主要地方道島田吉田線	上 泉	相 川	1,900		R5. 4. 1	
21	市一次緊急輸送路 1 2 1 号 線	藤枝市境より港湾道路を通過し県道島田大井川線との交差点部を経由し大井川港コミュニティ防災センターまで	大 1118	市道 1 1 1 8 号線	上 泉	上 泉	50	大井川港コミュニティ防災センター(避)	R5. 4. 1	
			大 0103	市道 0 1 0 3 号線	上 泉	相 川	2,100		R5. 4. 1	
			大 0102	市道 0 1 0 2 号線	相 川	利右衛門	2,600		R5. 4. 1	
			県 1031	主要地方道焼津榛原線	利右衛門	利右衛門	100		R5. 4. 1	
			大 0101	市道 0 1 0 1 号線 (重複区間)	利右衛門	利右衛門	(100)		-	
			大 0101	市道 0 1 0 1 号線	利右衛門	利右衛門	1,200		R5. 4. 1	
			大 0106	市道 0 1 0 6 号線	利右衛門	飯 淵	400		R5. 4. 1	
22	市一次緊急輸送路 1 2 2 号 線	国道 150 号線西島交差点から大井川防災ステーションまで	県 3342	一般県道河原大井川港線	西 島	中 島	1,850	大井川中島地区河川防災ステーション(水防拠点)	R5. 4. 1	

4. 焼津市二次緊急輸送路

	緊急輸送路名	経 路	路線番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規 制	備考
1	市二次緊急輸送路 201号線	国道150号線六軒川北交差点から 県道焼津岡部線交差点部まで	焼 0116	市道大村坂本線	大覚寺1丁目	八楠4丁目	550		R5.4.1	
			焼 0121	市道八楠石脇線	八楠4丁目	坂 本	1,250			
2	市二次緊急輸送路 202号線	県道静岡焼津線中港交差点から浜 当目交差点まで	県 3416	一般県道静岡焼津線	中港4丁目	浜当目1丁目	850		R5.4.1	
3	市二次緊急輸送路 203号線	漁港区域新屋橋から小川島田幹線 石津向町境交差点まで	- -	1 3 号 道 路	本町1丁目	新 屋	50	※漁港区域は 規制対象外	R5.4.1	
			- -	臨港道路30号	新 屋	小 川	1,400			
			焼 0214	市道汐入小川港線	小 川	小 川	450			
			- -	(都)：志太海岸線	小 川	石津向町	800			
			焼 0208	市道志太海岸線	石津向町	石津向町	150			
4	市二次緊急輸送路 204号線	県道焼津藤枝線交差点から焼津中 央高校線交差点まで	焼 0221	市道中央高校西線	大 覚 寺	小 土	350	(県)焼津中央高等学校 (避)	R5.4.1	
5	市二次緊急輸送路 205号線	焼津駅道原線道原交差点から市立 総合病院東線交差点まで	焼 6191	市道下小田大富線	東 道 原	道 原	200	焼津市立総合病院(県拠 点病院、市救病院)	R5.4.1	
6	市二次緊急輸送路 206号線	国道150号線三右衛門新田交差点 から保福島大島新田線交差点まで	焼 0212	市道小川三右衛門線	三右衛門新	大 住	1,500		R5.4.1	
7	市二次緊急輸送路 207号線	県道静岡焼津線交差点部から寄子 橋大島線交差点まで	焼 0203	市道祢宜島一色線	下小田上町	惣右衛門	2,150		R5.4.1	
8	市二次緊急輸送路 208号線	県道高州和田線田尻交差点から志 太海岸線交差点まで	焼 0104	市道和田学校線	田 尻	田 尻	650	和田地域交流センター (救護・避)・和田小学校 (避)	R5.4.1	

	緊急輸送路名	経 路	路線番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規 制	備考
9	市二次緊急輸送路 2 1 0 号 線	寄子橋大島線交差点部から国道 150 号線まで	焼 0202	市道北新田道下二号線	惣右衛門	一 色	300		R5. 4. 1	
			大 0203	市道 0 2 0 3 号線	一 色	藤 守	800			
			大 1269	市道 1 2 6 9 号線	藤 守	下 小 杉	400			
10	市二次緊急輸送路 2 1 1 号 線	国道 150 号線上小杉交差点から国道 150 号線まで	大 0219	市道 0 2 1 9 号線	上 小 杉	高 新 田	2, 700	大井川東小学校(避)	R5. 4. 1	
			大 0220	市道 0 2 2 0 号線	高 新 田	高 新 田	350			
11	市二次緊急輸送路 2 1 2 号 線	とまとぴあから 0104 号線交差点部まで	県 3227	一般県道島田大井川線	宗 高	吉 永	1, 000	ターントクルこども館 とまとぴあ(警察活動拠点)・大井川福祉センター(福避)	R5. 4. 1	
12	市二次緊急輸送路 2 1 3 号 線	国道 150 号線交差点から、大井川南小北西を経由し県道島田大井川線まで	大 1293	市道 1 2 9 3 号線	下 江 留	吉 永	1, 800		R5. 4. 1	
			大 0215	市道 0 2 1 5 号線	吉 永	吉 永	800			
			大 1416	市道 1 4 1 6 号線	吉 永	吉 永	450			
13	市二次緊急輸送路 2 1 4 号 線	大井川河川敷運動公園から 0102 号線まで	大 1318	市道 1 3 1 8 号線	西 島	西 島	300		R5. 4. 1	
			大 1320	市道 1 3 2 0 号線	西 島	相 川	350			
14	市二次緊急輸送路 2 1 5 号 線	港湾道路 みなと橋から大井川港 コミュニティ防災センターまで	大 1636	市道 1 6 3 6 号線	利右衛門	飯 淵	500	大井川港コミュニティ 防災センター(避)	R5. 4. 1	

5. 焼津市三次緊急輸送路

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
1	市三次緊急輸送路 301号線	焼 2938	市道市役所南線	本町2丁目	本町2丁目	100	焼津市役所	R5.4.1	
		焼 2043	市道阿弥陀寺線	本町2丁目	本町2丁目	250			
2	市三次緊急輸送路 302号線	焼 2026	市道昭和線	本町2丁目	本町2丁目	200	焼津市役所	R5.4.1	
3	市三次緊急輸送路 303号線	焼 1311	市道石脇寺前橋南線	石脇上	石脇上	200	日本坂PA(上り)	R5.4.1	
4	市三次緊急輸送路 304号線	焼 2026	市道昭和線	本町5丁目	本町5丁目	200	二区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
5	市三次緊急輸送路 305号線	焼 0239	市道阿弥陀寺線	焼津1丁目	焼津6丁目	250	四区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
		焼 2057	市道万世橋焼津神社線	焼津6丁目	焼津1丁目	100			
6	市三次緊急輸送路 306号線	焼 0239	市道阿弥陀寺線	栄町6丁目	栄町6丁目	50	焼津東小学校(避)	R5.4.1	
		焼 2093	市道焼津橋東小学校線	栄町6丁目	栄町6丁目	100			
		焼 2103	市道西早川線	栄町6丁目	栄町6丁目	50			
7	市三次緊急輸送路 307号線	焼 0228	市道塩津三ヶ名線	焼津2丁目	焼津2丁目	350	焼津西小学校(避)	R5.4.1	
		焼 2124	市道学童橋西小学校線	焼津2丁目	焼津	50			
8	市三次緊急輸送路 308号線	焼 0238	市道大覚寺中央線	大覚寺3丁目	大覚寺3丁目	100	大覚寺公園(東園)ボ宿営)・大村交流センター(避)	R5.4.1	
9	市三次緊急輸送路 309号線	焼 2293	市道三ヶ名さくら橋線	三ヶ名	三ヶ名	100	焼津文化会館(救護・避)	R5.4.1	
		焼 2130	市道文化センター南線	三ヶ名	三ヶ名	100	焼津図書館(研修室)(危 判拠(サ)		

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
10	市三次緊急輸送路 310号線	焼 2126	市道西小学校慈恵園線	三ヶ名	三ヶ名	100	焼津文化会館(救護・避) 焼津図書館(研修室)(危 判拠(サ))	R5.4.1	
11	市三次緊急輸送路 311号線	焼 6064	市道小川中学校西線	東小川4丁目	東小川4丁目	150	小川中学校(避)	R5.4.1	
12	市三次緊急輸送路 312号線	焼 2050	市道中央通り線	小川新町1丁目	小川新町1丁目	100	小川新地コミュニティ 防災センター(避)	R5.4.1	
		焼 2175	市道赤塚川南線	小川新町1丁目	小川新町1丁目	100		R5.4.1	
		焼 2026	市道昭和線	小川新町1丁目	小川新町1丁目	100		R5.4.1	
13	市三次緊急輸送路 313号線	焼 2196	市道小川新町黒石川北線	小川新町5丁目	小川新町5丁目	250	小川第13コミュニティ 防災センター(避)	R5.4.1	
		県 1031	主要地方道焼津榛原線	小川新町5丁目	小川	150		R5.4.1	
14	市三次緊急輸送路 314号線	焼 0209	市道焼津東縦断線	石津中町	石津中町	300	港小学校(避) 港地域交流センター (避)	R5.4.1	
		焼 0236	市道港小学校南線	石津中町	石津中町	250		R5.4.1	
15	市三次緊急輸送路 315号線	焼 0121	市道八楠石脇線	坂本	坂本	200	坂本コミュニティ防災 センター(避)	R5.4.1	
16	市三次緊急輸送路 316号線	県 3416	一般県道静岡焼津線	浜当目1丁目	浜当目4丁目	100	浜当目コミュニティ防 災センター(避)	R5.4.1	
		焼 0235	市道岡当目糧堂院北一号線	浜当目4丁目	浜当目4丁目	50		R5.4.1	
		焼 1180	市道当目中原浜ノ久保線	浜当目4丁目	浜当目3丁目	100		R5.4.1	
17	市三次緊急輸送路 317号線	焼 0205	市道道原上請所線	三和	中根新田	500	大富小学校(避)	R5.4.1	
18	市三次緊急輸送路 318号線	焼 2500	市道黒石小学校北線	小川	小川	50	黒石小学校(避)	R5.4.1	
		焼 7036	市道黒石小学校西若草橋線	小川	大住	50		R5.4.1	

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
19	市三次緊急輸送路 319号線	焼 3237	市道北新田栄大橋線	田尻北	田尻北	150	港中学校(避)	R5.4.1	
		焼 0107	市道栄田線	田尻北	田尻北	250		R5.4.1	
20	市三次緊急輸送路 320号線	大 1171	市道1171号線	上 泉	上 泉	100	大井川西小学校(避)	R5.4.1	
21	市三次緊急輸送路 321号線	大 0115	市道0115号線	上 新 田	上 新 田	150	(県)清流館高等学校(避)	R5.4.1	
22	市三次緊急輸送路 322号線	大 0110	市道0110号線	下 江 留	中 島	300	大井川体育館(避)	R5.4.1	
23	市三次緊急輸送路 323号線	大 1418	市道1418号線	吉 永	吉 永	100	大井川南小学校(避)	R5.4.1	
24	市三次緊急輸送路 324号線	大 0106	市道0106号線(重複区間)	利右衛門	利右衛門	(350)	利右衛門地区コミュニティ防災センター(避)	-	
		県 3227	一般県道島田大井川線	利右衛門	利右衛門	500		R5.4.1	
25	市三次緊急輸送路 325号線	県 3227	一般県道島田大井川線	吉 永	吉 永	650	吉永地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
26	市三次緊急輸送路 326号線	大 1552	市道1552号線	高 新 田	高 新 田	600	高新田地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
		県 3355	一般県道焼津大井川線	高 新 田	高 新 田	50		R5.4.1	
27	市三次緊急輸送路 327号線	大 1532	市道1532号線	高 新 田	高 新 田	350	高新田東地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
28	市三次緊急輸送路 328号線	大 0108	市道0108号線	藤 守	藤 守	300	藤守地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
		県 3355	一般県道焼津大井川線	藤 守	藤 守	50		R5.4.1	
		大 1699	市道1699号線	藤 守	藤 守	50		R5.4.1	

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
29	市三次緊急輸送路329号線	大 1328	市道1328号線	下 小 杉	下 小 杉	200	下小杉地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
30	市三次緊急輸送路330号線	焼 5032	市道大覚寺三丁目一号線	大覚寺 3 丁目	大覚寺 3 丁目	100	慈恵園(福避)・焼津市総合福祉会館(ボ本部)大覚寺公園((東園)ボ宿営)	R5.4.1	
31	市三次緊急輸送路331号線	焼 2701	市道総合グランド一号線	保 福 島	保 福 島	100	焼津市総合グラウンド(自衛隊集結地、拠点へリポート)・焼津市総合体育館(物資等集積場所)	R5.4.1	
32	市三次緊急輸送路332号線	大 1536	市道1536号線	高 新 田	高 新 田	350		R5.4.1	
33	市三次緊急輸送路333号線	大 1537	市道1537号線	高 新 田	高 新 田	500		R5.4.1	
34	市三次緊急輸送路334号線	焼 1221	市道東益津中学校線	中 里	中 里	200	東益津中学校(避)	R5.4.1	
35	市三次緊急輸送路335号線	焼 0241	市道黒石通り線	南小川二丁目	南小川二丁目	400	小川地域交流センター(救護・避)	R5.4.1	
36	市三次緊急輸送路336号線	焼 0201	市道横須賀上小田線	田 尻	田 尻	600	ディスカバリーパーク 焼津(避)	R5.4.1	
		焼 3354	市道横須賀浜広場北線	田 尻	田 尻	50		R5.4.1	
37	市三次緊急輸送路337号線	焼 2455	市道保福島旭伝院線	保 福 島	保 福 島	200	保福島体育館(避)	R5.4.1	

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
38	市三次緊急輸送路 338号線	焼 4126	市道本中根不動尊南線	中根新田	中根新田	200	焼津ケアセンター(救護)	R5.4.1	
39	市三次緊急輸送路 339号線	焼 3078	市道中根公園南線	中根新田	中根新田	150	大富地域交流センター(避)・大富地域交流センター(第1・2会議室)(危険拠(サ))	R5.4.1	
40	市三次緊急輸送路	大 0201	市道0201号線	飯淵	飯淵	1650	大井川港対震岸壁	R6.5.1	

*3: 単位はm(メートル)。実測延長の内、100m未満の数値については、33m以上66m未満は50mに、それ以外は100mに切捨て切上げを行った。

緊急物資調達先一覧表

調達品目	調達先	所在地	電話	FAX
米	大井川農業協同組合焼津支店	焼津市焼津4-9-2	626-6111	628-1549
	大井川農業協同組合東益津支店	焼津市中里354	628-4133	628-3099
	大井川農業協同組合大村支店	焼津市大村3-17-6	629-5312	628-3129
	大井川農業協同組合豊田支店	焼津市小土1070-2	628-3092	628-3133
	大井川農業協同組合小川支店	焼津市東小川6-21-10	628-2542	628-3107
	大井川農業協同組合大富支店	焼津市中新田11-1	624-4312	623-4537
	大井川農業協同組合和田支店	焼津市田尻374	624-5362	623-4536
	大井川農業協同組合静浜支店	焼津市宗高1	622-1411	
	大井川農業協同組合焼津営農經濟センター	焼津市中新田11-1	624-8989	624-8991
	大井川農業協同組合静浜営農經濟センター	焼津市宗高1-2	622-0023	622-7477
	青島米穀店	焼津市吉永1813-1	622-0166	
	若杉米穀店	焼津市相川1505	622-0216	
カップ麺	日清食品(株) 静岡工場	焼津市相川17-2	662-2111	
醤油	ヤマキン(株)	焼津市小屋敷477	628-2351	628-4804
	静岡県産醤油(株)	焼津市高新田80-1	622-2241	
塩	(株) 鈴勝	焼津市吉永1915	622-0333	
缶詰	(株) S T I サンヨー	焼津市焼津5-7-3	628-7211	629-0543
	石田缶詰(株)	焼津市大住1176	624-6395	623-1357
	はごろもフーズ(株) 焼津プラント	焼津市大島742	624-8777	624-7663
	エスエスケイフーズ(株)焼津工場	焼津市田尻2820	624-3211	623-2243
	(株) いちまる食品事業本部	焼津市浜当目1-3-23	628-4115	628-8134
	三共食品(株)	焼津市惣右衛門423	623-2277	623-2329
	(株) Y C L	焼津市小屋敷466	628-7231	628-0339
	(株) サスナ	焼津市中里824	627-5525	628-7352
	(株) 富士冷缶詰工場	焼津市惣右衛門1281-2	624-0708	624-7798
食品一般 衣類・ 日用品	(株) 富士屋本社	焼津市八楠4-9-8	629-4611	628-6105
	(株) 富士屋東名店	焼津市八楠4-9-8	629-6171	627-9169
	(株) 富士屋田尻北店	焼津市田尻北185-1	625-1616	625-1619
	(株) 富士屋焼津三丁目店	焼津市焼津3-10-1	631-4147	
	(株) 富士屋焼津南店	焼津市三右衛門新田635-639	624-7531	623-1660
	(株) 田子重本部	焼津市東小川2-16-14	627-3134	
	(株) 田子重田尻店	焼津市田尻421	624-3213	
	(株) 田子重登呂田店	焼津市東小川2-16-14	629-2166	
	(株) 田子重西焼津店	焼津市小柳津531	626-5522	
	(株) 田子重小土店	焼津市小土558	625-7111	
	K O マート大井川店	焼津市高新田327	622-3143	
	べんてん	焼津市吉永777	622-0107	
	イオンリテール(株) イオン焼津店	焼津市東祢宜島12-4	656-2300	656-2301
	生活協同組合ユーコープ しづおか県本部	静岡市葵区呉服町1-3-14	272-6811	
	(株) クリエイトエス・ディー	横浜市青葉区荏田西2-3-2	045-914-8161	

調達品目	調達先	所在地	電話	FAX
食品一般 衣類・ 日用品	(株) スギ薬局	愛知県大府市横根町新江62-1 (焼津市東小川3-20-5) (焼津市大覚寺2-25-7)	0562-45- 2701 620-7111 621-0035	
	(株) サンドラッグ	東京都府中市若松町1-38-1	042-369- 6211	
	(株) 杏林堂薬局	浜松市中区板屋町111-2	053-453- 5111	
	中部薬品(株) (V・ドラッグ)	岐阜県多治見市高根町4-29	0572-27- 3911	